

(平成23年6月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	50 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	37 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	107 件
国民年金関係	60 件
厚生年金関係	47 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年3月まで

私は、20歳以降しばらくは国民年金に加入していなかったが、母から国民年金の加入を勧められた際に、母に加入手続をしてもらって、婚姻前の未納期間のうち数年分の国民年金保険料を遡って納付してもらった記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの期間については、申立人は、当該期間直後の50年4月以降、平成9年9月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が婚姻するまでの保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足当初から60歳に到達するまでの保険料を全て納付している。

また、申立人は、加入手続時に数年分の未納保険料を母親に遡って納付してもらった記憶があると説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年10月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿で確認でき、当該払出時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、手帳記号番号が申立人と同時期に払い出されている強制加入被保険者16名について、オンライン記録から保険料の納付開始時期をみると、過半の11名の被保険者が50年3月以前の過年度保険料を納付していることが確認でき、当時、行政側が過年度保険料の納付勧奨に取り組んでいたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和45年10月から48年6月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関

与しておらず、加入手続及び当該期間の保険料を納付していたとする母親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の上記手帳記号番号は、第2回特例納付実施期間内に払い出されており、当該期間のうち昭和45年10月から48年3月までの保険料を特例納付で納付することは可能であったが、申立人は、加入手続当時に母親から特例納付制度について聞いたことは無いと説明しており、遡って納付した期間及び保険料額について記憶は曖昧であること、さらに、当該期間のうち48年4月から同年6月までの期間の保険料は、第2回特例納付では納付できず、上記払出時点では時効により保険料を納付することはできない期間であることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から39年3月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで
③ 昭和58年1月から同年9月まで

私の結婚前の国民年金保険料は、昭和40年2月の結婚当時に夫がまとめて納付してくれた。結婚後は、夫が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和39年10月に払い出され、当該期間直後の同年4月から同年9月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の保険料は、婚姻後の同年4月2日に現年度納付されていることが申立人の居住する市の国民年金被保険者名簿で確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は、同年5月14日にその時点で過年度納付することが可能であった昭和38年度の自身の保険料を遡って納付していることが上記被保険者名簿で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間②については、夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫は、当該期間を含む昭和41年7月から42年3月までの期間の保険料を43年1月18日に一括で過年度納付していることが上記被保険者名簿で確認できるところ、申立人の当該期間直前の41年7月から同年9月までの期間は、重複納付された49年1月から同年3月までの期間の保険料が49年10月21日に第2回特例納付制度の活用により充当されて納付済みとされた期間であることが上

記被保険者名簿で確認でき、充当処理前は、当該期間を含む41年7月から42年3月までの期間は保険料が未納であったと考えられる。また、申立期間③については、当該期間直後の58年10月から60年3月までの保険料が60年11月21日に過年度納付されていることが申立人の所持する国民年金保険料現金領収証書で確認でき、当該納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の夫が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和56年6月から58年1月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から58年1月まで

私は、昭和58年2月に厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料については付加保険料を含めて納付していた。申立期間の保険料は還付された記録となっているが、還付理由に思い当たることはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

還付・充当・死亡一時金等リストから、昭和58年4月18日に、申立期間を含む56年6月から58年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料が厚生年金保険加入を理由に還付決議されていることが確認でき、また、オンライン記録から、平成4年9月30日に、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日が昭和56年6月1日から58年2月5日に変更されていることが確認できることから、申立期間については、当初付加保険料を含む保険料が納付済みであったが、58年に本来強制加入被保険者である期間にもかかわらず未加入期間とされて誤った還付処理が行われ、その後平成4年に強制加入被保険者期間に訂正され、保険料未納期間となったものである。

上記のとおり、申立期間の保険料については還付処理されているが、申立期間は本来強制被保険者となる期間であり、かつ、申立期間の付加保険料を含む保険料を納付した事実が認められることから、申立期間の保険料は納付していたものとするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から63年3月まで
② 平成元年10月及び同年11月

私は、結婚後に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関から納付していた。申立期間の夫の保険料は納付済みなのに、私の保険料は未納となっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の平成2年6月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人は、当該払出時点で時効直前の昭和63年4月から同年6月までの保険料を当該払出直後の平成2年7月24日に過年度納付し、以後、当該期間を除く2年3月までの過年度保険料を6回に分割して納付していることがオンライン記録で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することはできない期間であること、当該期間当時に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年3月まで

私は、平成4年8月頃に夫と区役所に出向いて、国民年金に加入するとともに第3号被保険者の手続を行った。その際、窓口職員から同年4月以前の期間が未納期間になると言われたので、夫がその期間の国民年金保険料を一括で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年8月頃の時点及び申立期間直後の同年4月の国民年金保険料が納付された同年8月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録によると、申立期間直前の平成3年4月から同年6月までの保険料は、当該期間が厚生年金保険加入期間であったため、21年9月に還付決議されているが、当該保険料は申立期間当時に過年度納付されたものと考えられ、当時は申立期間の前後は納付済みとされていたことが確認できるほか、申立人の夫が当時一括納付したと説明する金額は、申立期間を含め3年4月から4年4月までの保険料を一括納付した場合の金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月から44年3月まで
私の母は、姉や兄と同じように私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を家族の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料は私を除く家族全員が納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に到達するまで国民年金保険料を全て納付しており、昭和53年11月以降は付加保険料も全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年10月時点及び申立期間直後の同年4月から同年12月までの保険料が納付された同年12月18日時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるほか、申立人の母親が保険料と一緒に納付していたとする両親、姉及び兄は、申立期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から57年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和55年4月から57年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間直後の57年4月に国民年金の加入手続が行われたことにより払い出されていることが確認できる。このことから、当該期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、遡って国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、「私の父が亡くなった平成12年頃に、それまでに納付していた国民年金保険料等の領収書は、かさばってきたことにより処分したが、領収書に記された納付日や納付額等をノートに書き留めておいた。」としてノートを提出しており、当該ノートには、「国民年金 57年7月末 55年4月 57年3月 2年分 99,240円」と記載されていることが確認できる。この記載内容を検証すると、保険料の納付日を記載したと考えられる昭和57年7月末の時点において、遡って保険料を納付できる期間は、申立期間のうち、55年4月以降の期間であるほか、同年4月から57年3月までの2年分の保険料額は、9万9,240円であり、前述のノートに記載されている金額と一致している。さらに、前述のノートには、申立期間より後の期間に係る保険料の納付日や納付額等を示す記載もあり、当該記載内容とオンライン記録はおおむね一致していることが確認できる。これらのことから、申立人の申立内容の一部及び前述のノートの記載内容に一定の整合性が見受けられる。

加えて、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は、申立期間以前から開局さ

れている上、保険料の収納を取り扱っている。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和53年1月から55年3月までの期間については、前述のとおり、申立人の手帳記号番号は、57年4月に払い出されており、申立人は、現在所持している年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無いなど、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、当該期間のうち、53年1月から54年12月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間のうち、昭和53年1月から55年3月までの期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付していたとする保険料の納付額は、当該期間の保険料額と相違する。

このほか、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 7 月から 57 年 3 月まで

私は、送付されてきた国民年金保険料の納付書により、主に金融機関や区出張所で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人が保険料を納付していたと説明する金融機関の支店及び区出張所は、申立期間当時、開設されており、保険料の収納業務を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿には、備考欄に「不在」と記載されていること、昭和 57 年 12 月 14 日に作成された年度別納付状況リスト（不在者及び喪失者を対象として作成）には申立人の記録が見当たらないことから、申立人は、当該期間中に不在者として扱われていた期間があり、その期間は納付書が発行されていなかったものと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年6月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から同年6月まで
② 昭和46年10月から47年3月まで

私は、妻と共に国民年金制度発足時に国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を最初は区役所の集金人に納付し、途中からは納付書により金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、3か月及び6か月といずれも短期間であり、申立人は、国民年金制度の発足当時に国民年金の加入手続を行い、申立期間を除き、当該期間前後の期間を含めて国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間①については、自身の保険料が納付済みであり、申立期間②については、年金事務所において、自身の保険料が未納から納付済みに職権訂正されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、平成3年4月頃に市役所で国民健康保険に加入する際に、国民年金保険料の納付義務があると言われ、申立期間の保険料を遡って一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年3月末に会社を退職した後、3年4月に国民年金の加入手続を行い、1年間遡って国民年金保険料を納付したと説明しており、同年4月から厚生年金保険に加入するまでの期間の保険料は全て納付済みであるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は3年4月頃に払い出され、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、当初記載された手帳記号番号、被保険者資格取得日及び資格種別（「平成2年4月1日 1号」）が二重線で取り消され、別の手帳記号番号、被保険者資格取得日及び資格種別（「平成3年4月1日 1号」）が記載され、記録の訂正が行われており、記録管理に過誤があった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間は未加入期間となっているが、申立人は加入手続時に申立期間について大学在学期間であることを説明していなかったとしており、上記の訂正が行われるまでは、申立人は2年4月1日から強制加入被保険者とされていたと考えられることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年10月まで

私は、国民年金の加入手続の記憶は定かでないが、国民年金保険料の納付書が届いたので保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の平成4年9月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であること、申立人が納付したとする申立期間の保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致すること、申立期間直前の3年4月から4年3月までの期間の保険料は5年1月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該過年度納付時点でも申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立期間直後の4年11月から6年2月までの期間の保険料は各月分とも当該月内に納付されていることがオンライン記録で確認でき、これらの納付時点で申立期間の保険料を現年度又は過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から同年 9 月まで
私は、会社を辞めた昭和 50 年に国民年金の加入手続きを行い、自分で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 50 年 3 月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間当初の昭和 50 年 7 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であるほか、申立人は、申立期間当時は 3 か月ごとの納付書が送付されてきたと説明しており、その内容は申立期間当時に申立人が居住していた市における保険料の納付方法及び納付頻度と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの期間及び60年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで
② 昭和60年10月から61年3月まで

私は、婚姻後に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を全て納付していたので、申立期間の保険料のみ納付していないことは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月及び6か月とそれぞれ短期間であり、申立期間①前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年6月に払い出され、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は59年7月末に転居する際の国民年金の住所変更手続を適切に行っていることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①は転居前で忙しかったが届いていた納付書で確かに保険料を納付していたと説明しているほか、申立期間②は直後の昭和61年4月から新たに第3号被保険者制度が開始されると、自身で保険料を納付しなくなることは知っていたが、当該期間も含め前もって保険料の納付をやめた記憶は全く無いと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、昭和 24 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年 5 月 1 日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,900 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 2 月 7 日から 23 年 10 月 1 日まで
② 昭和 24 年 1 月 1 日から 25 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A 社に勤務していた従業員の回答から、勤務期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む 27 人全員が昭和 24 年 1 月 1 日に同社の被保険者資格を喪失している記録が確認できる。

また、上記名簿には、「24. 1. 1 事業主行方不明のため認定喪失」、「24. 5. 1 算定は認定算定であるから取消す」の記載があり、同名簿の被保険者全員について、昭和 24 年 5 月 1 日の標準報酬月額等級が取り消されている記録が確認できる。

このことを踏まえると、社会保険事務所 (当時) において認定による適用事業所でなくなる旨の処理 (以下「認定全喪」という。) が行われたのは、昭和 24 年 5 月 1 日以降であると推認でき、A 社に係る商業登記簿謄本を確認できないことから事業実態は確認できないが、同社に勤務していた従業員の供述及び上記名簿に記載されている算定記録の取消しの記述から、同年 1 月 1 日まで遡って認定全喪を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 24 年 1 月 1 日に A 社における

厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、上記従業員の供述及び上記名簿における算定取消しの記録により、同年5月1日に訂正することが必要である。

なお、昭和24年1月から同年4月までの標準報酬月額については、申立人のA社における23年12月の社会保険事務所の記録から、3,900円とすることが妥当である。

次に、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和24年5月1日から25年4月1日までの期間について、A社に勤務していた従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年10月1日であり、申立期間①は適用事業所になっていない。

また、A社に勤務していた従業員は、保険料控除があった旨供述しているものの控除を確認できる資料は無く、代表取締役は既に死亡していることから申立人に係る勤務状況及び保険料控除について照会することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（B県）（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月14日から37年6月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた従業員の供述から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務（昭和37年6月1日に同社（B県）から同社（D県）へ異動）していたことが推認できる。

なお、A社（D県）が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年6月1日であり、申立期間は適用事業所にはなっていない。

しかし、申立人はA社に入社した当時から地方の営業所で勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録によると、入社当時はA社（B県）において被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人は、A社（D県）において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることについて、同社で勤務したことはない旨供述しているところ、申立人と同時期である昭和37年6月1日に同社において被保険者資格を取得している従業員も、同社で勤務したことはない旨供述しており、オンライン記録によると、当該従業員の被保険者記録はA社（B県）からA社（D県）まで継続していることが確認できる。

これらのことから、申立人に係る申立期間については、A社（B県）において被保険者資格を有していたと考えるのが相当であり、厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B県）における昭和 36 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 15 日から 40 年 10 月 27 日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間について、脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 1 か月後の昭和 42 年 11 月 28 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前後にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、申立期間に勤務した事業所と支給日より近い未請求期間に勤務した事業所とは、同一であり、かつ、厚生年金保険被保険者記号番号は同一番号で管理されていること、また、もう一方の申立期間直後の未請求期間についても当該同一番号で管理されており、これらの期間が未請求期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人が、勤務した 4 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間及び支給日より近い 2 回の被保険者期間の計 3 期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年2月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年2月から同年12月までは4万8,000円、48年1月から同年10月までは6万4,000円、同年11月から49年2月までは6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月29日から49年3月8日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社における複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同期入社で同一職種であった同僚の一人は、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同日の昭和47年2月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、当該同僚から提出のあった同年2月分から49年3月分までの給料支払明細書において、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、当該同僚から提出のあった昭和47年分、48年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額と、48年度分、49年度分の「市民税県民税特別徴収税額の納税義務者への通知書」に記載されている社会保険料控除額はそれぞれ一致していることが確認できる。このほか、他の従業員二人から提出のあった給与明細書においても厚生年金保険料控除が確認できる。

これらの事実から判断すると、申立人も、申立期間において厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和41年11月16日付けで申立期間当時の厚生年金保険法第6条第2項の規定により任意適用事業所となっていることが確認でき、47年2月29日付けで、移転による社会保険事務所（当時）の管轄の変更を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、49年3月8日付けで再度、任意適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

しかし、申立期間当時の厚生年金保険法第8条第2項において、任意適用事業所を適用事業所でなくするためには、被保険者の4分の3以上の同意を得て都道府県知事の認可を受けなければならないと規定されているが、A社において、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者資格を昭和47年2月29日に喪失し、その後、49年3月8日に再取得している従業員に照会したところ、複数の従業員から、申立期間も継続して勤務しており、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことを知らず、事業主から適用事業所でなくなったことについて説明が無かった旨の供述があることから、上記規定における被保険者の同意が無かったものと推認できる上、申立期間も従業員の給与から厚生年金保険料が控除されていたと認められることからみても、同社は、事業所移転時において、厚生年金保険の適用事業所でなくする意思は無かったものと認められる。

以上のことから、申立期間は、A社が、適用事業所ではない期間であるものの、被保険者の利益保護の観点から規定された厚生年金保険法第8条第2項の趣旨に加え、申立期間においても、従業員の供述から同社が事業活動を継続していたことから判断すると、申立期間の厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったものと認められ、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年1月の社会保険事務所の記録及び同僚の標準報酬月額の記録から、同年2月から同年12月までは4万8,000円、48年1月から同年10月までは6万4,000円、同年11月から49年2月までは6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所とされていなかったことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年2月から49年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月26日から同年8月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社からB社に移籍したが、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社の元代表者、従業員及び申立人の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和43年8月1日に同社からB社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、申立人に係る事務手続を誤ったと認めていることから、事業主が昭和43年7月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月21日から同年8月21日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月21日、資格喪失日に係る記録を同年8月21日とし、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年2月まで
② 昭和42年3月から43年5月11日まで
③ 昭和48年頃から49年頃まで

A社に勤務した申立期間①、B社（現在は、C社）に勤務した期間のうちの申立期間②及びD社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務していたことは確かであり、申立期間②については給料支払明細書、申立期間③については、市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書及び源泉徴収票を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が提出した給料支払明細書には事業所名称が記載されていないが、A社の元代表者と同じ名字の押印が確認できることから、当該明細書について同社の元代表者に照会したところ、当該者は、「当該明細書は自分が発行しており、当社のもので間違いない。」旨回答していることから判断すると、申立人は、昭和42年7月21日から同年8月20日まで同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年2月1日であり、当該期間においては、同社は適用事業所としての記録は無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和41年4月2日に設立され

ていることが確認できる上、同年4月から同社で勤務していたとする従業員は、「当時、同社は10人程度の会社であった。」旨供述していることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、当該期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人がA社で勤務したとする申立期間①については、同社の元代表者は、「申立人の給料支払明細書から、申立人は当社で勤務していたことは間違いないが、当時の資料が残されていないので、勤務実態については分からない。」旨回答している。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、その前の期間から同社で勤務していたとする上記従業員を含む複数の従業員は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務を確認することができない。

申立期間②（昭和42年7月21日から同年8月21日までの期間を除く。）については、C社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、企業年金連合会から提出された申立人のB社に係る加入員記録及び雇用保険の加入記録によると、申立人の資格取得日は昭和43年5月11日であり、当該記録はB社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者記録と一致することが確認できる。

また、申立人を記憶する複数の従業員は、申立人の入社時期については記憶しておらず、申立期間②に係る勤務を確認することができない。

なお、申立人が提出した給料支払明細書について、C社に照会したところ、同社は、「申立期間②当時の賃金台帳等は保管されておらず、B社で発行した給料支払明細書であるかは確認できない。また、給料支払明細書に押印されている名字の従業員の在籍も確認できなかった。」旨回答している。

申立期間③については、申立人が提出した昭和49年度市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書並びに同年及び50年の給与所得の源泉徴収票から、時期は特定できないが、申立人がD社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、D社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、上記市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書及び昭和49年の給与所得の源泉徴収票に社会保険料額が記載されているが、当時の社会保険の最低等級の標準報酬月額により算出される保険料額より金額が低い上、50年の給与所得の源泉徴収票には社会保険料額の記載が無い。さらに、申立人は、48年2月28日付けでB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の同年3月1日から国民年金に加入し、当該

保険料を納付していることから判断すると、当該市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書等に記載された社会保険料額は、D社における厚生年金保険料控除額とは認められない。

なお、オンライン記録及び適用事業所検索システムから、申立期間③より後の時期であるものの、E県F市においてD社に類似する名称の事業所の存在を確認することができるが、当該事業所の所在地は、上記給与所得の源泉徴収票に記載された所在地と異なる上、申立人に係る被保険者記録は確認できず、また、類似する名称の事業所で勤務した複数の従業員と申立人の供述が異なることから、当該事業所は、申立人が申し立てているD社とは関係が無いことが認められる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年4月1日から8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を6年4月から同年9月までは41万円、同年10月から8年9月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から11年4月10日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年4月から8年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、6年4月から同年9月までは41万円、同年10月から7年8月までは44万円と記録されていたところ、同年9月29日付けでそれぞれ9万2,000円に遡及減額訂正されていることが確認できる上、当該遡及訂正処理日において同社で厚生年金保険に加入していた者全員の標準報酬月額も遡及減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、A社の元役員及び複数の従業員は、「平成7年頃、同社の経営は悪く給与の遅配も多くあった。」旨供述していることから判断すると、同社は、標準報酬月額の遡及訂正時において、厚生年金保険料の滞納があったと考えられる。

なお、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は同社の役員になっておらず、また、元経理社会保険事務担当者は、「申立人は営業担当であった。」旨供述していることから、申立人は、当該遡及減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成6年4月から7年8月までの期間の標準報酬月額を遡及減額訂正する合理的な理由は無く、当該処理は事実在即したものと認められない。

一方、上記遡及減額訂正が行われた後の標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成7年10月の定時決定により9万2,000円と記録されているが、当該定時

決定に係る事務処理は、上記遡及減額訂正が行われた同年9月29日の直後の同年10月13日に行われたことが確認できる上、申立人と同様、同年9月29日付けで標準報酬月額が遡及減額訂正された者全員についても、当該遡及訂正処理の直後の同年10月13日に、減額された標準報酬月額で定時決定されていることが確認できる。

このことから、平成7年9月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、有効な処理とは認められない上記遡及減額訂正に連動してなされた処理の結果であると考えるのが相当である。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月から7年8月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、6年4月から同年9月までは41万円、同年10月から7年8月までは44万円に、同年9月から8年9月までの標準報酬月額については、申立人のA社における当該遡及訂正前の7年8月の社会保険事務所の記録から、44万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成8年10月から11年3月までの期間について、申立人が提出した雇用保険受給資格者証によると、申立人は、A社を退職するまでの6か月間については40万円以上の報酬額を受けていたことが確認できるが、申立人は保険料控除額を確認できる給与明細書等は所持していないとしている。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者については照会に対する回答が無い上、元経理社会保険事務担当者及び複数の従業員は当該期間の給与明細書を所持していないため、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月1日から40年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を39年10月1日、資格喪失日に係る記録を40年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から40年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、3か月の研修を受けた後、D車で乗務していた期間の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年10月1日から40年4月1日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人と同様、申立期間当時、D車に乗務していたとする複数の元従業員の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるとともに、当該複数の元従業員は、「昭和39年10月以降、申立人と一緒に乗務した。申立期間当時、社会保険の加入について特別な条件は無く、全員が加入していたと思う。」旨供述している。

さらに、申立期間同時にA社に勤務していた複数の従業員の雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録はおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B事業所における申立人と同職種の従業員の標準報酬月額の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は当時の資料が無いため不明としているが、上記被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後、喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年10月から40年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和40年4月1日から同年5月1日までの期間については、上述のとおり雇用保険の加入記録は確認できず、申立人を記憶する上記複数の元従業員も申立人の退職時期を記憶していないとしていることから、申立人の当該期間に係る勤務を確認することができない。

なお、C社は当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 19 万円とされているところ、当該期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②及び③における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成 20 年 8 月 8 日は 5 万円、同年 12 月 9 日は 7 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 1 月 1 日まで
② 平成 20 年 8 月 8 日
③ 平成 20 年 12 月 9 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が給与明細書の報酬月額より低く、申立期間②及び③の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に記録の訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間①、②及び③の訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付される

よう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A社から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月9日に申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③については、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準賞与額については、賞与明細書における保険料控除額及び賞与額から、平成20年8月8日は5万円、同年12月9日は7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月9日に申立期間②及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②及び③における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成 20 年 8 月 8 日は 5 万円、同年 12 月 9 日は 7 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 1 月 1 日まで
② 平成 20 年 8 月 8 日
③ 平成 20 年 12 月 9 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が給与明細書の報酬月額より低く、申立期間②及び③の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に記録の訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間①、②及び③の訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付される

よう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A社から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月9日に申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③については、A社から提出された賞与明細書により、申立人は、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準賞与額については、賞与明細書における保険料控除額及び賞与額から、平成20年8月8日は5万円、同年12月9日は7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月9日に申立期間②及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年4月1日から同年12月27日までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月24日から2年12月27日まで

A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。当時の給与明細書は保管していないが、報酬月額は35万円程度であったと記憶しているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち平成2年4月から同年11月までの期間について、A社における申立人の標準報酬月額は、当初26万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった3年1月20日より後の4年2月29日付けで、9万8,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の複数の被保険者も同様に、平成4年2月29日付けで、標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の役員ではなかったことが確認できる上、複数の従業員は、同社の社会保険事務担当者について、申立人とは別の従業員であったと回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の平成4年2月29日付けで、遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、平成元年7月から2年3月までの期間についても、A社が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額は、実際の報酬月額（35万円）より低いと主張し

ている。

しかし、雇用保険の記録では、A社が申立人の資格取得時に届け出た賃金月額（25万4,000円）は、厚生年金保険の標準報酬月額と符合している上、申立人の離職時賃金日額から算出した離職前6か月間の賃金総額を平均した賃金月額（25万3,710円）は、上記訂正後の標準報酬月額と符合している。

また、申立期間にA社で勤務した複数の従業員は、自身の標準報酬月額は当時の報酬月額と同程度であると思うと回答している。

さらに、A社の申立期間当時の事業主は、連絡先不明のため、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月26日から同年8月1日まで

昭和43年4月1日付けでB社に入社後、新入社員教育研修を受け、同年6月26日付けで同社の関連会社であるA社に異動となった。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは、事務手続上の不手際によるものと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳、証明書及び同社からの回答から判断すると、申立人はB社及びA社に継続して勤務し（昭和43年6月26日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳及び証明書において確認できる保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社（現在は、B社）C支店における被保険者記録は、資格取得日が昭和28年11月20日、資格喪失日が30年2月20日とされ、申立期間②に係る同社D出張所における被保険者記録は、資格取得日が同年2月20日、資格喪失日が34年4月13日とされているところ、当該期間のうち、申立期間①及び②は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社C支店における資格取得日を28年11月20日とし、申立期間①の標準報酬月額を8,000円、同社D出張所における資格取得日を30年2月20日とし、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月20日から同年12月1日まで
② 昭和30年2月20日から同年8月10日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する在籍期間証明書及び社員名簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年11月20日にA社E出張所から同社C支店に異動。30年2月20日に同社同支店から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和28年12月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とし、申立期間②の標準報酬月

額については、申立人の同社D出張所における 30 年 8 月の社会保険事務所の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年9月1日まで

A社に営業部長として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額は8万円とされているが、報酬月額は41万円であったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成7年1月13日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、上記の遡及訂正処理日において標準報酬月額が減額訂正されたのは申立人及びA社の当時の代表取締役の二人である。

さらに、上記減額訂正処理について、上記代表取締役及び従業員の供述により、A社の実質的な経営者で、同社の代表者印を管理していたとする者に照会したところ、回答は得られなかったが、上記代表取締役及び従業員は、上記減額訂正が行われた当時は、経営状況が悪化しており、資金繰りが苦しく、社会保険事務所から保険料の督促を受けていた旨供述していることから、同社は申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は平成7年9月19日付けで遡って4年4月20日に取締役就任し、同年12月31日に退任したとされていることが確認でき、申立期間及び減額訂正処理日において、申立人は取締役ではなかったことが確認できる。

また、上記代表取締役及び従業員は、申立人は営業部長であり社会保険の届出事務には関与していなかった旨供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正

処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年5月24日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年10月から20年3月まで
② 昭和22年5月24日から同年9月25日まで

B社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①も確かに同社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

A社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に入社後、一時、同社の子会社であったC社に異動したが、身分に変更は無く、親会社であるA社に戻った後も継続して勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 複数の従業員の供述により、申立人が申立期間②にA社に勤務し（C社からA社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社は、昭和22年5月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、A社における資格取得日をC社における資格喪失日と同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年9月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立期間②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立人は、申立期間①においてB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が確認できない上、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は複数の同僚の姓を記憶しているが、連絡先が不明であることから、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年3月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月24日から52年3月24日まで

A社に契約社員として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和50年3月24日から、社内規定の契約社員の更新上限期間である2年間、同社のB事業所に勤務し、厚生年金保険に加入したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の上司は、「申立人と契約更新の手続を行った。契約期間の最長である2年間、申立人は勤務していた。申立人が勤務している期間に労働条件が変わることは無かった。」と述べていることから、申立人は、雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日である昭和50年3月24日から、定期雇員（期間契約従業員）として勤務形態等の変更も無く、52年3月23日まで継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社は、「定期雇員は、契約上、日数や時間で正社員に満たない場合を除き、厚生年金保険に加入していた。」と回答しており、申立期間当時、同社に定期雇員として勤務していた者から提出された定期雇用契約書には、給与から社会保険料を控除する旨が記載されていることが確認できる。

さらに、A社本社における複数の人事担当者及び給与支払担当者は、「当社で、定期雇員として勤務し給与をもらっていたのなら厚生年金保険料は控除されていたはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 50 年 6 月の事業所別被保険者名簿の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日が雇用保険の離職日と符合しており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失に係る届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年11月1日から9年10月1日までの期間及び同年11月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8年11月から9年9月までは22万円、同年11月から10年9月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成10年10月から12年1月までを24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月1日から9年10月1日まで
② 平成9年11月1日から12年2月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より低くなっているが、給与額に変更は無かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成8年11月から9年9月まで及び同年11月から10年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8年11月から9年9月までは22万円、同年11月から10年5月までは24万円と記録されていたところ、同年6月23日付け及び同年6月24日付けで、8年11月から9年9月までは10万4,000円、同年11月から10年5月までは11万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社に勤務していた申立人を含む123名の従業員の標準報酬月額の記録が、申立人と同時期に申立人と同様、遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票により、同社は、平成9年11月から10年5月までの期間において厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人の氏名は見当たらず、同社は、「申立人は、一般事務員で勤務しており、社会保険の事務に関与していなかった。」と回答していることから判断すると、申立人は、当該標準報酬月額の見直し処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成10年6月23日付け及び同年6月24日付けで行われた申立人の標準報酬月額の見直し処理は、事実上即時のものとは考え難く、当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該処理の結果として記録されている8年11月から9年9月まで及び同年11月から10年9月までの期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、8年11月から9年9月までは22万円、同年11月から10年9月までは24万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成10年10月から11年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、訂正処理が行われた10年6月24日以降の最初の定額決定（平成10年10月1日）において11万円と記録されており、11年10月から12年1月までの期間については、当初、11万円と記録されていたところ、14年11月5日付けで11年10月に遡及して11万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、平成10年10月から12年1月までの期間について、申立人は給与明細書等、厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していないが、A社は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について24万円であったと回答している。

さらに、年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき既にあっせんされたA社の従業員の当該あっせん前の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成9年4月から同年9月までは22万円、同年10月は24万円、同年11月から10年9月までは11万円、同年10月から11年11月までは10万4,000円であるが、同従業員から提出された預金通帳により、給与振込額は9年4月から11年11月までほぼ同額であることが確認できる。

加えて、当委員会の決定に基づき既にあっせんされたA社の従業員の当該あっせん前の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成9年2月から同年10月までは26万円、同年11月から10年9月までは12万6,000円、同年10月から11年9月までは11万円、同年10月から12年9月までは11万8,000円、同年10月から13年10月までは12万6,000円であるところ、同従業員から提出された12年1月から13年10月までの支給明細書により、標準報酬月額26万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成10年10月から12年1月までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、また、上記訂正

後の10年9月の記録から、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記のとおり当該標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないと認められることから、事業主は、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月1日から49年9月14日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。加入資格喪失年月日が昭和49年9月14日と記録されている厚生年金基金加入員証を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B支店における申立期間当時の経理担当者は、申立人の仕事内容や勤務条件に変更は無かったとしており、さらに、雇用保険と社会保険はセットで手続を行っていたため、申立期間において、申立人に係る厚生年金保険料を控除していたと思うとしている。

加えて、申立人から提出されたA社B支店に係る昭和48年11月分の給料明細書から、申立人は、厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録及び上記の給料明細書において確認できる保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は住所が不

明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成6年5月及び12年1月を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月1日から13年9月1日まで

A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低い。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成6年5月及び12年1月の標準報酬月額については、申立人が提出した支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成6年6月から11年12月まで及び12年2月から13年8

月までの標準報酬月額について、当該支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成12年7月から同年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は24万円、13年1月は22万円、同年2月から同年6月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から13年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い。同社も誤りを認めているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成12年7月から同年11月までの期間及び13年1月から同年6月までの期間の標準報酬月額については、A社の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、12年7月から同年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は24万円、13年1月は22万円、同年2月から同年6月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出をしたことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年12月については、上記賃金台帳により、保険料控

除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成12年7月から同年11月まで及び13年1月は30万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月から同年6月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から13年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い。同社も誤りを認めているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成12年7月から同年11月までの期間及び13年1月から同年6月までの期間の標準報酬月額については、A社の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、12年7月から同年11月まで及び13年1月は30万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月から同年6月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、誤った届出をしたとしていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年12月については、上記賃金台帳により、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、

報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から34年7月26日まで
60歳になったときに、社会保険事務所（当時）の職員から脱退手当金という制度について説明を受け、自分が厚生年金保険から脱退していることを知った。以来、脱退していることに疑問を持っていたところ、昨年、日本年金機構から脱退手当金をもらった覚えの無い方は相談してほしい旨記載されたはがきが来たので、申立てをすることにした。自分で脱退手当金の請求手続きをしたことや脱退手当金を受給した記憶は無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年6か月後の昭和38年2月11日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものととは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、3回の被保険者期間のうち、支給日に近い2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月17日から39年5月31日まで

65歳になって社会保険事務所(当時)に行ったときに、同事務所の職員から、自分が厚生年金保険から脱退していることを知らされ、納得できずにいたところ、昨年、日本年金機構から、脱退手当金をもらった覚えの無い方は相談してほしい旨のはがきが来たので、年金事務所に行って相談した。脱退手当金の支給日とされている時期には、共済組合に加入しており、脱退手当金を受け取る理由が無く、受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約18か月後の昭和40年12月27日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる日の15か月前から既に国家公務員として勤務し、共済組合に加入していることから、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から2年7月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、B社は、「給与と社会保険を同じシステムで運用しているため、届出誤りは考えられない。」旨回答している。しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は平成元年10月の定時決定において47万円と記録されているところ、同年12月の厚生年金保険法改正により、標準報酬月額の上限額が47万円から53万円に変更されたことに伴い、申立人の標準報酬月額は同年12月から50万円に改定されている。これは、申立人が所持しているA社労務厚生部発行の「社会保険料の改訂通知」に同年10月から健康保険の標準報酬月額が71万円から50万円に変更された（厚生年金保険の標準報酬月額は47万円のまま）旨記載されていることから、事業主が同年10月の定時決定において、申立人の報酬月額を50万円と社会保険事務所（当時）に届け出たものと考えられ、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月25日から41年1月1日まで
昭和37年10月に社命により、A社に転籍出向していたが、40年12月にC社（現在は、D社）に復職した際の申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の社史、同僚の供述及びD社から提出された同僚に係る従業員名簿から判断すると、申立人は申立期間にA社及びC社に継続して勤務し（昭和41年1月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和60年10月15日、資格喪失日が63年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月31日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明し同社に相談した。同社は年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和60年10月15日、資格喪失日が63年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月31日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出された社員台帳により、申立人がA社に昭和63年10月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社は、「申立人は申立期間において継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 63 年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出誤りを認めて訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年5月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月14日から同年7月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人に係る人事略歴書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和40年5月14日に同社C研究所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和40年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月7日は33万1,000円、同年12月8日は33万7,000円、17年7月8日は37万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成12年7月は20万円、同年8月は19万円、同年9月は22万円、14年9月は24万円、15年4月は26万円、同年6月及び16年8月は30万円、18年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月7日
② 平成15年12月8日
③ 平成17年7月8日
④ 平成12年4月1日から19年4月16日まで

A事業所（現在は、B法人）に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録が無い。また、申立期間④の給与から控除されていた厚生年金保険料と日本年金機構から送られてきた通知に記載された保険料納付額が相違していた。賞与及び給与の明細書、源泉徴収票等を提出するので、標準賞与額及び標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された賞与明細書及びB法人から提出された回答書により、申立人

は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、上記賞与明細書及び回答書の厚生年金保険料控除額から、平成15年7月7日は33万1,000円、同年12月8日は33万7,000円、17年7月8日は37万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立人から提出された給与明細書及びB法人から提出された回答書により、申立人は、申立期間④のうち平成12年7月から同年9月までの期間、14年9月、15年4月、同年6月、16年8月及び18年9月について、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び回答書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成12年7月は20万円、同年8月は19万円、同年9月は22万円、14年9月は24万円、15年4月は26万円、同年6月及び16年8月は30万円、18年9月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出たこと、また、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間④のうち平成15年5月及び17年8月については、給与明細書及び回答書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間④のうち平成12年4月から同年6月までの期間、同年10月から14年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、15年3月、同年7月から16年7月までの期間、同年9月から17年7月までの期間、同年9月から18年8月までの期間、同年10月から19年3月までの期間については、給与明細書及び回答書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報

酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、平成 15 年 1 月及び同年 2 月については、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額又は報酬月額は確認できないが、一部判明している報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年9月1日まで

A社に取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それより前の標準報酬月額と比較して低くなっている。同社は、平成6年9月に倒産し、その後、標準報酬月額の変更が7年に行われているのは明らかに不自然であるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年9月30日より後の7年6月7日付けで、申立人を含む8人の標準報酬月額が減額訂正処理されており、申立人の場合、遡って5年4月から同年9月までは15万円、同年10月から6年8月までは20万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が同社の取締役であることが確認できるところ、当時の事業主、同僚及び複数の従業員は、申立人の職種は、版下及び印刷業全般を担当しており、厚生年金保険事務に関わっていない旨回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って減額訂正処理する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年11月30日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製作所における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月30日から同年12月1日まで
② 昭和47年4月9日から同年5月9日まで
③ 昭和54年12月29日から55年1月1日まで

申立期間①については、A社に昭和18年11月に入社し47年に退職するまで継続して勤務していた。44年2月12日付けの勤続25年の表彰状もあり、途中で退社したり再入社した記憶は無い。また、申立期間②については、C社(後に、D社)に47年4月9日に入社し、同年4月分の給与から保険料は控除されており、同年4月分及び同年5月分の給与は同額であった記憶がある。申立期間③については、D社を退職したのは54年12月28日であるが、翌日からは同社の年末休暇であることは就業規則に規定されており、同年12月末日まで所属していたのは明白である。これらのことから、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は、A社B製作所において昭和19年6月1日に資格を取得し、同製作所が適用事業所でなくなった日である20年11月30日に資格を喪失した後、同社E工場の新規適用日である同年12月1日に再度資格を取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社は、申立人の勤務期間を昭和18年11月4日から47年3月31日までと回答している上、申立人が所持している44年2月12日付けの勤続25年の表彰状により、当該期間も継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の35年社史によれば、同社B製作所は、昭和20年12月1日に同社E工場に名称を変更し、同社の他の事業所も同日に名称を変更した旨の記述が確認できる。しかしながら、同社の他事業所に係る事業所別被保険者名簿によれば、いずれの事業所においても事業所名称変更に伴う資格の空白期間は生じておらず、資格取得日から同年11月30日以降まで継続した記録がある被保険者が各事業所において確認できる。

さらに、A社B製作所が適用事業所でなくなった当時及び同社E工場の新規適用時の事業所別被保険者名簿の被保険者数から、同社B製作所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

加えて、A社の担当者は、「事業所の名称変更に伴い、被保険者資格の喪失及び取得に係る手続きに誤りがあった可能性がある。申立期間①については、退職ではないので保険料を給料から控除していたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B製作所における昭和20年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、150円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A社B製作所は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人から提出のあった手帳「我が人生の歩み」にC社における入社日の記述があり、同手帳の詳細な記述内容は他の記録と合致することから、申立人の主張する昭和47年4月9日付けの入社も否定しがたい。

しかしながら、雇用保険の資格取得日は昭和47年5月9日と記録され、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、D社は、「当時の資料が無いため、在籍期間について確認することができない。」と回答している上、当時の従業員二人は、申立人について記憶しているが、申立人の入社日についての具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、D社は、「厚生年金保険料の控除について、資料が無いため確認することはできない。」と回答している。

加えて、当時の総務担当者は、申立人は役員待遇で入社したので、加入手続きをすぐにはしなかったと思う旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、D社を退職したのは昭和54年12月28日であるが、翌日からは同社の年末休暇であることは就業規則に規定されており、同年12月末日まで所属していたのは明白であると主張している。

しかしながら、申立人のD社における雇用保険の離職日は昭和54年12月28日と記録されており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合している。

また、D社は、「昭和54年12月28日付けの退職であるならば、翌日から会社が休みであっても、翌日以降は社員としての在籍とはならない。申立人については、当時の資料が無いため、在籍期間について確認することができない。また、退職日は退職届に自身が記載した日付になる。」と回答している。

さらに、当時の総務担当者は、退職日は本人が退職を申し出た日であり、退職日を基準にして社会保険関係の届出をしていた旨回答している。

加えて、D社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和45年から54年までの期間のうち、年末（12月28日、29日）に資格を喪失した者は申立人を含め5人確認できるが、1月1日付けで資格を喪失した者は見当たらないことから、同社における年末の退職者については、その申し出た日を基に厚生年金保険の資格喪失日としていた取扱いがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年12月30日から36年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であったB社から提出のあった人事記録及びA社の複数の元同僚による「申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の総務担当者は、「申立人は、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことは間違いなく、昭和36年1月1日付けの資格喪失とすべきところを当時の担当者が誤って35年12月30日付けとした手続ミスが考えられる。」旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に昭和35年12月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の元同僚は、「当時の同社の経営状況は良好であり、申立期間中、申立人と一緒に継続して勤務しており、その間、給与の支給及び厚生年金保険料の控除が継続してなされていた。かつ、同年12月30日の前後に申立人の勤務形態及び担当業務に変更は無かった。」旨供述しており、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年11月のオンライン記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明である上、当時の事情を確認できる社会保険担当者も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月21日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和39年3月21日から継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書並びにA社の元事業主及び元従業員の供述により、申立人は、同社に昭和39年3月21日から継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和39年4月1日と記録され、被保険者期間は同年4月から41年8月までの29か月とされている。

これに対し、上記給与明細書において、各月の給与から、30か月の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 13 日から 38 年 7 月 16 日まで
平成 22 年 8 月頃、年金記録を確認したところ、申立期間に勤務したA社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給は、A社における厚生年金保険の資格喪失後の1年4か月後の昭和 39 年 11 月 19 日に支給決定されていること、同社では、脱退手当金の代理請求は行っていなかったと回答していること等から、事業主が申立人の委任を受けて当該脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に被保険者となったB社に係る被保険者期間及び次のC社に係る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が 38 か月も勤務したB社及び次に 14 か月勤務したC社に係る被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製作所における資格喪失日に係る記録を昭和20年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を昭和23年4月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年11月30日から同年12月1日まで
② 昭和23年4月28日から同年5月4日まで

A社B製作所に勤務した期間のうちの申立期間①及び同社C工場に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B製作所の複数の元従業員の供述から、申立人は当該期間に同社同製作所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社B製作所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、同社同製作所は昭和20年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、適用事業所名簿によると、同所在地で同年12月1日に同社B工場として厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

しかしながら、A社から提出された同社の社史によると、昭和20年12月1日に、同社のB製作所、C製作所及びD製作所を、それぞれB工場、C工場及びD工場に改称したことが記載されているところ、適用事業所名簿によると、B製作所以外のC製作所及びD製作所は、当該期間も適用事業所となっていることが確認できる。

また、A社B製作所の複数の元従業員は、当該期間も従業員は200名ぐらいいたと供述しており、同社同製作所は、当該期間も当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

さらに、A社の人事総務担当者は、「当時の事務担当者の手続誤りで、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのだと思う。また、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料は控除していたと思う。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社B製作所において当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社同製作所における資格喪失日に係る記録を昭和20年12月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B製作所における昭和20年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、100円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人がA社B工場から同社C工場への異動について当時の状況を具体的に供述していることなどから、同社を一度退職して再入社したとは考え難く、申立人は、当該期間に同社C工場に勤務していたことがうかがえる。

また、A社の人事総務担当者は、当時の事務担当者の手続誤りで、「申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのだと思う。また、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料は控除していたと思う。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社C工場において当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社同工場における資格取得日に係る記録を昭和23年4月28日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和23年5月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る資格喪失日及び資格取得日に係る届出誤りを認めていることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得に係る届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年11月及び23年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月1日から同年8月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主、経理・社会保険事務担当者及び同僚の供述から、申立人は昭和45年4月1日から同社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、上記経理・社会保険事務担当者の2名は、正社員は入社したときに厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を控除していたとしており、申立人についても、正社員として入社した昭和45年4月1日に厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を控除していたとしている。

なお、申立人は、高校の恩師の紹介でA社に入社したとしているところ、当該恩師の紹介で同社に昭和46年4月1日に入社した従業員の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同年4月1日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと

判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を19年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年10月は100円、同年11月から21年3月までは130円、同年4月から同年9月までは330円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年9月30日から21年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和18年9月30日に入社して以来53年7月15日に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「従業員録(昭和23年5月20日現在)」及び「昭和53年社会保険ノート」により、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された「A社職員録<第6版>(昭和18年9月1日現在)」から、昭和18年10月1日付けで同社B事業所に事務職として着任した大学専門学校卒業新入社員76人について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、ほぼ全ての従業員が、19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月1日から厚生年金保険の加入記録が確認できる。

なお、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

さらに、上記従業員のうち、申立人と同時期に入社したと回答のあった複数の従業員

のうち3人は、申立人が申立期間当時にA社B事業所で勤務していた旨供述している。

一方、申立期間のうち、昭和18年9月30日から19年5月31日までの期間について、労働者年金保険法の適用期間であるものの、同法では、その適用範囲は、常時10人以上の従業員を使用する工業、鉱業及び運輸業の事業所に使用される男子筋肉労働者とされているが、A社から提出された上記職員録によると、申立人は、事務職の従業員であることが確認でき、同法に基づく適用対象ではなかったものと考えられることから、同法による被保険者ではなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、上記複数の従業員と同様、A社B事業所において昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月1日から21年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した従業員の社会保険事務所（当時）の記録から、19年10月は100円、同年11月から21年3月までは130円、同年4月から同年9月までは330円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年6月から17年10月までは26万円、同年11月から19年1月までは28万円、同年2月は26万円、同年3月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成19年4月1日から20年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる18年4月から同年6月まで及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における同年4月から20年8月までの標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間②から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月25日は33万6,000円、17年7月31日は28万6,000円、同年12月25日は37万4,000円、18年8月7日及び同年12月20日は33万円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

加えて、申立人は、申立期間⑦から⑨までに係る標準賞与額について、それぞれ33万7,000円、33万円及び30万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月20日は33万7,000円、同年12月20日は33万円、20年7月25日は30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月1日から20年9月1日まで
② 平成16年12月25日
③ 平成17年7月31日
④ 平成17年12月25日

- ⑤ 平成 18 年 8 月 7 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑦ 平成 19 年 7 月 20 日
- ⑧ 平成 19 年 12 月 20 日
- ⑨ 平成 20 年 7 月 25 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑨までの標準賞与額に係る記録が無い。給与明細書及び賞与明細書を提出するので、申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額及び申立期間②から⑨までに係る標準賞与額について年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①のうち、平成 16 年 6 月 1 日から 19 年 4 月 1 日までの期間及び申立期間②から⑥までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を適用し、申立期間①のうち、同年 4 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間及び申立期間⑦から⑨までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、当該期間のうち、平成 16 年 6 月から 19 年 3 月までの期間について、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成 16 年 6 月から 17 年 10 月までは 26 万円、同年 11 月から 19 年 1 月までは 28 万円、同年 2 月は 26 万円、同年 3 月は 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、オンライン記録の標準報酬月額と上記給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額が平成 16

年6月から19年3月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間①のうち、平成19年4月1日から20年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は24万円と記録されている。

しかし、上記給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成18年4月から同年6月まで及び19年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成19年4月から20年8月までの標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間②から⑥までについて、申立人から提出された賞与明細書によると、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年12月25日は33万6,000円、17年7月31日は28万6,000円、同年12月25日は37万4,000円、18年8月7日及び同年12月20日は33万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間⑦から⑨までの標準賞与額について、上記賞与明細書により、平成19年7月20日は33万7,000円、同年12月20日は33万円、20年7月25日は30万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額を、平成19年7月20日は33万7,000円、同年12月20日は33万円、20年7月25日は30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から57年9月まで
私は、昭和47年7月に会社を退職した後、父の勧めにより国民年金に加入し、主に私の父が国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧であり、保険料を主に納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和47年7月に勤務していた会社を退職した後、国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は52年5月に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち47年7月から50年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、当該払出時点で申立期間のうち同年4月から52年3月までの期間の保険料は過年度納付することができるが、申立人は保険料を遡って納付していないと説明していること、申立期間に近接する59年5月10日現在で作成された年度別納付状況リストでも、申立期間の保険料は未納とされていることなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年3月まで
私は、昭和60年4月に市の区役所で国民年金の加入手続をし、そのときに国民年金保険料を遡って一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和61年3月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち58年12月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間のうち59年1月以降の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人が上記払出当時居住していた市では保険料の過年度納付に係る収納取扱いを行っていなかったこと、国民年金被保険者名簿のほか、当該市で独自に作成していた国民年金過年度納付記録簿の平成2年12月10日現在の記録からも、申立期間の保険料は未納であることが確認できることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年6月まで

私は、大学卒業後の昭和47年に国民年金の加入手続をし、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年8月に払い出されており、申立人の国民年金被保険者台帳及び申立人が所持している年金手帳には、任意加入での被保険者資格取得日は同年7月29日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載されている年金手帳を所持しており、このほかに別の年金手帳を所持していたと説明しているが、別に所持していたとする年金手帳の色及び形式の記憶が曖昧であるほか、加入手続を行った場所の記憶も曖昧であること、申立人が婚姻した昭和51年10月以前に居住していた市では、申立期間のうち49年3月以前は印紙検認方式を採用していたが、申立人は当該方式で保険料を納付した記憶が無いことなど、申立人が申立期間の付加保険料を含む保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から5年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から5年6月まで

私は、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。何か月か未納期間があったが、今ならまだ間に合うと言われた記憶がある。また、申立期間当時は、国民健康保険料も納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付額及び納付頻度等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成3年6月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、申立期間当時は派遣社員として勤務し、国民健康保険と国民年金の加入手続を一緒に行い、それぞれの保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の第3号被保険者資格取得の届出手続をした5年8月に払い出されており、申立期間当時は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、さらに、申立期間当時に居住していた区の国民健康保険の被保険者資格取得日は4年8月1日（届出日は同年11月5日）、資格喪失日は5年7月8日（届出日は同年7月21日）であることが確認でき、国民健康保険の被保険者期間は手帳記号番号払出前であり、加入手続時期が異なるほか、両保険料を一緒に納付することはできないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 11 月から 12 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月から 12 年 3 月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は母が納付してくれていた。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたとする母親は、申立人の誕生日が月の初日のため、その前月分の保険料から納付しなければならないということに納得できなかったため、当初は誕生月からの申立期間の保険料を毎月納付したと説明しているが、申立期間については、オンライン記録では、平成 11 年 12 月 8 日に保険料の免除申請が行われ、同月 22 日に申請免除期間として承認処理されたことが記録されているほか、申立人が所持する 12 年 8 月 4 日付けの「国民年金保険料免除申請却下通知書」により、申立期間後の 12 年 5 月 25 日になされた免除申請が世帯の所得が免除基準を超えていることを理由に却下されていることが確認できる。

また、申立人の母親は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）に保険料の免除について照会した際、世帯収入からみて免除は困難と言われたので、免除申請をせずに申立期間の保険料を納付したと説明しているが、平成 11 年度まで適用されていた学生に係る保険料免除の基準は、在学する大学等の設立形態及び親元の世帯の世帯員との居住形態に応じて定められ、一般の保険料免除基準よりも免除認定要件が緩和されたものであったことから、卒業直後の期間の免除申請を行ったにもかかわらず、短期大学在学期間に免除申請を行わずに保険料を納付していたとは考えにくいこと、上記の保険料免除記録について、その免除対象期間は、申立人が短大生で被保険者であった期間のうち免除申請日（平成 11 年 12 月 8 日）の属する月の前月（11 年 11 月）から申請日の属する年度の末月（12 年 3 月）となっており、申請日、免除対象期間等の記録事項に不自然、

不合理な点も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 62 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、加入手続をした場所、年金手帳の受領等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、申立人が 20 歳時に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人が当時居住していた町の国民年金被保険者名簿には資格取得日が平成元年 8 月 16 日と記載されていること、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の元年 8 月から 10 月頃までに払い出されており、申立人が現在所持している国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には上記と同じ日付が記載されていることなど、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11220 (事案 8324 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月から13年3月まで

私は、平成11年8月20日に勤務していた事業所を退職した。同年8月の国民年金保険料については、事業所に納付する義務がある。退職後は事業所が私の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が免除及び国民年金に未加入で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が平成11年8月まで勤務していた事業所が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続に関与しておらず、保険料を納付したとされる事業所は、退職者の国民年金の加入手続及び保険料の納付をすることはなかったと思うと説明しており、また、申立人は、平成11年8月及び同年9月の保険料の免除申請を同年8月31日に行っていることがオンライン記録から確認できるほか、11年*月から13年3月までの期間については60歳以降の任意加入適用期間であり、申立人は、任意加入適用期間であるのなら、事業所は保険料を納付してくれてはいないと思うと説明しているなど、事業所が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年9月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、平成11年8月分の保険料については、勤務していた事業所に納付義務があり、退職後の期間の保険料については、事業所が納付してくれていたはずと主張しているが、制度上、事業所にこれらの期間の保険料を納付する義務は無く、事業所も退職した者の保険料を納付することはないと思うとしており、その主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保

険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年3月まで
私の母は、姉と同じように私が20歳になったときに国民年金の加入手続を行い、学生であった期間の国民年金保険料の免除申請手続を行ってくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料の免除申請手続をしたとする母親から加入手続及び保険料の免除申請手続に関する状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年1月時点では、制度上、申立期間の保険料の免除申請を行うことができず、申立人は、現在所持している厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持していたことはなく、母親から年金手帳を渡された記憶も無いと説明しており、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年8月まで

私は、平成元年4月に就職した後、しばらくして国民年金に加入した。国民年金加入時に市役所職員から過去の国民年金保険料を遡って納付できると説明を受け、金融機関で保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成4年9月頃に払い出されており、申立人は翌月の同年10月に過年度納付することが可能な申立期間直後の2年9月から4年3月までの期間の保険料を納付していることがオンライン記録により確認できるものの、当該過年度納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11224 (事案 3298 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から52年3月まで

私が実家に住んでいた20歳当時、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。また、実家を出て上京し学校に通っていた昭和46年1月から49年3月までは、当時居住していた市から交付された保険料の納付書を実家に送り、父がその納付書により保険料を納付してくれていた。49年3月に再び実家にもどってから52年3月に別の市に転居するまでは、父が実家に送付された納付書により保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人は、国民年金の加入手続きを行ったとする時期に居住していた住所に住民登録をしておらず、実家のあった住所に住民登録をしていたことが戸籍の附票により確認でき、申立期間当時に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てにおいて、国民年金の加入手続きを行った20歳当時は既に実家を出て上京し学校に通っており、当時居住していた市で自ら国民年金の加入手続きを行い、交付された国民年金手帳と保険料の納付書を実家に送り、父親が実家のある市で保険料を納付していたと説明した内容について、その説明は記憶違いに基づくものであり、20歳当時は実家に居住しており、国民年金の加入手続きも自身ではなく父親が

行ったと説明内容を変更し、このことを新たな事情として再申立てを行っているが、前回通知内容のとおり、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の説明は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から9年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から9年7月まで
私は、平成8年6月頃に会社を退職してから11年8月に結婚するまで国民年金保険料を納付していなかったが、11年8月か9月にそれまで未納だった保険料の納付を母に依頼した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付を母親に依頼した時期を平成11年8月か9月と説明しているが、11年8月時点では申立期間のうち9年6月以前の期間が、11年9月時点では申立期間の全部が時効により保険料を納付することができない期間である。

また、母親は、未納だった保険料を一括で納付したと説明しているが、申立期間直後の平成9年8月以降の各月の保険料はそれぞれ時効が成立する前月に分割で納付されていることがオンライン記録で確認できること、申立期間直後の9年8月の保険料が納付された11年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から3年3月まで
私が20歳になった平成2年*月に市役所から国民年金への加入を勧める通知が届き、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、申立人が20歳になった平成2年*月に申立人の国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の7年7月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳1冊及び上記手帳記号番号が記載された年金手帳1冊を所持しているが、それ以外の年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの期間及び62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで
② 昭和62年3月

私は、昭和36年頃、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後国民年金保険料を納付していたと思う。また、勤務していた会社が昭和62年4月に倒産したので、国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、国民年金手帳の受領、保険料の納付場所及び納付方法に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の昭和62年5月頃に払い出されており、当該払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当該期間直前に勤務していた厚生年金保険適用事業所の全喪日は、昭和62年3月31日となっており、平成5年1月に国民年金の資格取得年月日が昭和62年4月14日から同年3月31日に記録訂正されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録訂正前は、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、当該記録訂正時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 61 年 2 月までの期間及び 63 年 3 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月から 61 年 2 月まで
② 昭和 63 年 3 月から同年 9 月まで

私は、母に勧められて会社を退職した都度、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 2 年 3 月頃に払い出され、この払出時点では当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳は無いと説明しているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間②については、この期間直後の昭和 63 年 10 月から同年 12 月までの保険料を平成 3 年 1 月に、元年 1 月から同年 3 月までの保険料を 3 年 4 月に、それぞれ時効期間経過直前に過年度納付していることが確認でき、いずれの納付時点でも申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①当初の昭和 60 年 5 月及び申立期間②当初の 63 年 3 月は、平成 3 年 11 月 16 日に国民年金の資格取得日が変更され、この変更以前は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の希望により実施した当委員会での口頭意見陳述において、申立人から昭和 60 年分及び 63 年分の確定申告書(控)が提出され、その確定申告書(控)の「社会保険料控除」欄にそれぞれ「46,595 円」及び「39,512 円」の記載があるが、当該確定申告書(控)の二面の「社会保険料控除」欄には内訳が記載されていないこと、記載されている控除額は申立期間当時の国民年金保険料額と相違している一方、申立人は申立期間直前の期間がいずれも厚生年金保険期間であり、記載されている控除額(保険料額)は、

それぞれ厚生年金保険加入期間の申立人の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を推計した金額とおおむね一致していることから、確定申告書(控)に記載された社会保険料には申立期間の国民年金保険料が含まれていないものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から60年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親は当時の納付状況等について憶えていないと申立人は説明しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和62年3月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間のうち59年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から51年6月までの期間及び60年3月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から51年6月まで
② 昭和60年3月から61年3月まで

私の母は、私が結婚するまでの国民年金保険料を家族の分と一緒に納付してくれていた。また、結婚後、私が海外に居住していた期間の一部が国民年金に未加入とされているが、夫の職場を通じて保険料を納付してもらっていた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年11月から12月頃までに払い出されており、この払出時期は第2回特例納付の実施期間であったものの、母親は、申立人の保険料を金融機関の集金の際に納付していたとし、その他の納付状況に関する記憶が曖昧であるほか、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている姉は当該期間を含む44年11月から51年6月までの期間の自身の保険料を第3回特例納付で納付しており、当該期間当時は保険料が未納であったことが確認できる。また、上記払出時点では、当該期間のうち48年9月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間当時の申立人の住所は、海外に移されていたことが戸籍の附票から確認でき、海外に在住する期間は国民年金の適用除外とされる期間であったため、制度上、当該期間は国民年金に加入し、保険料を納付すること

ができない期間であったなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から7年3月まで

私の両親は、平成3年4月に私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。学生時代は、国民年金保険料を納付していなかったが、会社を退職した5年8月から結婚するまでの保険料は、私が納付していた。納付し忘れていたとしても、結婚後に納付書が送付されたのであれば、納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を自宅近くの郵便局及び金融機関で納付していたと説明しているが、申立人が申立期間当時に居住していた市は郵便局での保険料の収納を行っておらず、申立人は申立期間の保険料の納付回数等に関する記憶が曖昧であり、上記市が作成していた「国民年金収滞納一覧表」では、申立期間は未納期間と記録されている。

また、申立人は、申立期間後に転居した市で、納付書が送付されれば保険料を納付したと説明しており、申立期間直後の平成7年4月分の保険料については過年度納付したものと推測されるが、婚姻後に遡って保険料を納付した時期の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から50年12月まで

私の父親は、私の国民年金の加入手続を行い、私が大学を卒業するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。大学卒業後の保険料は私が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間のうち大学在学中の昭和42年8月から47年3月までの保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び大学在学中の保険料の納付をしてきていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、大学卒業後の47年4月から50年12月までの保険料を納付していたとする申立人の説明は、保険料の納付額、納付場所及び納付時期等に関して具体性に乏しく、曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和52年4月23日に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち大部分の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に別の手帳を所持していた記憶が定かでなく、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から同年6月までの期間、同年12月から平成元年5月までの期間、4年4月及び5年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月から同年6月まで
② 昭和63年12月から平成元年5月まで
③ 平成4年4月
④ 平成5年9月から同年12月まで

私の妻は、区役所から私の国民年金保険料の未納期間があるとの通知が送られてきたので、区役所に出向き、申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は国民年金の加入手続に関する記憶が無く、申立期間の保険料を納付していたとする妻は申立期間の保険料を一括で納付したとしているが、保険料の納付時期、納付場所、納付額及び納付月数に関する記憶が曖昧である。

また、申立人及びその妻は、年金手帳の「被保険者となった日」欄に申立期間全ての期間とも、申立期間当初の時期の日が記載されていることをもって保険料を納付したはずであると説明しているが、当該事項は国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に保険料の納付をした時点を示すものではないほか、上記年金手帳の「被保険者となった日」欄の資格取得日は同一人により記載された筆跡であると推認され、妻も区役所で一度に書かれた記憶があると説明していることから、この記録は申立期間後にまとめて記載されたもので、当該期間当時に個別に記載されたものではないと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年2月から3月頃までに払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人及びその妻は申立期間当時に上記の手帳以外の手帳を所持してい

た記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年9月から15年4月までの期間及び同年9月から16年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年9月から15年4月まで
② 平成15年9月から16年6月まで

私は、平成16年7月に帰国し、区役所で国民年金の再加入手続をする際に、申立期間の国民年金保険料は納付できると言われ、納付書を送付してもらい保険料を遡って納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成16年7月に海外から帰国した後に発行された納付書で保険料を遡って納付したと説明しているが、申立期間は、申立人が海外在住で日本国内に住所を有していない期間であり、国民年金の任意加入適用期間となるものの、未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②のそれぞれの出国前に国民年金の任意加入手続はしなかったと説明しており、オンライン記録では申立期間①直後の平成15年5月から同年8月までの期間の保険料は17年5月24日に、申立期間②直後の16年7月及び同年8月の保険料は18年8月29日及び同年9月21日にそれぞれ過年度納付されているほか、当該過年度納付をした年に納付額と同額の国民年金保険料の所得控除を受けていることが申立人が所持する源泉徴収票で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 55 年 3 月までの期間及び 56 年 12 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 56 年 12 月から 57 年 3 月まで

私は、20 歳になったので国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。昭和 56 年 12 月の会社退職後は国民年金の再加入手続をし、保険料を納付した。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料額等に関する記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 55 年 5 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち 53 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は昭和 56 年 12 月の再加入手続は退職直後に国民健康保険の加入手続と一緒にいったと説明しているが、申立人が居住している区では申立人の当該期間当時の国民健康保険の加入履歴は文書保存期間が過ぎているため確認できないほか、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11238 (事案 1884 及び 7358 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 55 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 55 年 5 月まで

私たち夫婦は、昭和 49 年の厚生年金保険被保険者資格喪失後、国民年金に加入し、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。再申立ての際、申立期間当時の金銭出納帳を提出するなどしたが、保険料の納付を示す又は納付をうかがわせる新たな事情として認められなかった。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であること、申立人が加入手続を行ったとするコンクリート造りの市役所庁舎は申立期間より後の昭和 55 年 7 月に完成していることから、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料納付ができない上、別の手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は再申立てを行い、申立期間の保険料の納付を示す新たな資料として申立期間当時の金銭出納帳の一部とする資料を提出した。しかし、当該資料に記載されている申立期間の保険料の金額は、当時の保険料額と一致しているものの、3 種類の新聞購読料の金額は当時の購読料と相違していること、新聞購読料や家賃の金額は、当初の申立ての際に提出された申立期間後の金銭出納帳に記載された金額よりも高額であることなど、不自然な点も見られることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらず、また、申立人の妻が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 49 年 7 月時点で老齢年金受給資格を既に取得していたため、配偶者である申立人の国民年金への加入は任意加入となり、55 年 8 月に任意加入者として国民年金手帳の記

号番号が払い出されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を遡って納付することができないことなど、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして平成22年4月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことは間違いないとして再々度の申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11239 (事案 1883 及び 7359 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 55 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 55 年 5 月まで

私たち夫婦は、昭和 49 年の厚生年金保険被保険者資格喪失後、国民年金に加入し、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。再申立ての際、申立期間当時の金銭出納帳を提出するなどしたが、保険料の納付を示す又は納付をうかがわせる新たな事情として認められなかった。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であること、申立人が加入手続を行ったとするコンクリート造りの市役所庁舎は申立期間より後の昭和 55 年 7 月に完成していることから、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は再申立てを行い、申立人の夫は、申立期間の保険料の納付を示す新たな資料として申立期間当時の金銭出納帳の一部とする資料を提出した。しかし、当該資料に記載されている申立期間の保険料の金額は、当時の保険料額と一致しているものの、3 種類の新聞購読料の金額は当時の購読料と相違していること、新聞購読料や家賃の金額は、当初の申立ての際に提出された申立期間後の金銭出納帳に記載された金額よりも高額であることなど、不自然な点も見られることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらず、また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 49 年 7 月時点で老齢年金受給資格を既に取得していたため、国民年金への加入は任意加入となり、55 年 8 月に任意加入者として国民年金手帳の記号番号が払

い出されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を遡って納付することができないことなど、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして平成22年4月28日付けで年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことは間違いないとして再々度の申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から61年6月まで
私は、会社を退職した後、区出張所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は郵便局から納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金に加入した時期、保険料の納付金額、納付方法等の記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和60年11月に会社を退職した後に国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人に基礎年金番号が付番された平成9年1月1日時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を所持しているが、別の年金手帳を所持していたか分からないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 54 年 12 月までの期間及び平成 5 年 6 月から 6 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 54 年 12 月まで
② 平成 5 年 6 月から 6 年 5 月まで

私の母は、私が大学を卒業した昭和 51 年 3 月当時に実家が所在する市で私の国民年金の加入手続をしてくれた。57 年に帰郷した際に、市役所から国民年金保険料を遡って納付するように言われたので分割して保険料を納付した。平成 5 年に夫が会社を退職した際も種別変更手続をして保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする母親から当時の加入手続状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 57 年 2 月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持したことがないと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、平成 5 年 6 月の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を 8 年 9 月に行っていることがオンライン記録で確認でき、当該種別変更手続時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、当該期間の保険料を夫と一緒に納付したと説明しているが、夫の当該期間の保険料は未納となっているなど、申立人が、当該期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から平成7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から平成7年1月まで

私は、昭和57年3月頃、第二子の母子手帳を受け取りに区出張所に行った際に国民年金に加入していないことが判明したため、すぐに加入手続きを行い、未納分と当年度分の国民年金保険料それぞれ1か月分を同出張所で毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和57年3月頃に国民年金の加入手続きを行い、過年度保険料1か月分と現年度保険料1か月分のそれぞれ約1万円の保険料を区出張所で毎月納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた区では過年度保険料の収納取扱いを行っておらず、現年度保険料の徴収単位が3か月ごとから毎月ごとに切り替えられたのは61年10月からであり、申立人が納付したとする保険料の額も当時の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は、平成元年頃は口座振替で保険料を納付していたと説明しており、口座振替を行っていたとする金融機関の普通預金元帳により、平成4年4月から6年3月までの期間については、付加保険料を含む一人分の保険料が引き落されていることが確認できるが、申立人は、付加保険料を納付していなかったとしており、当該口座振替は当該期間の付加保険料を含む保険料が納付済みである夫に係るものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間後の平成9年2月に付番された基礎年金番号により当該付番時点で過年度納付することが可能な7年2月から8年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、当該付番時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11243 (事案 4861 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から55年3月まで

私が会社を退職する前に、妻が国民年金に加入し、私は会社を退職した昭和50年7月1日に加入手続をしたはずである。その後、私たち夫婦は国民年金、厚生年金保険と同じ経緯をたどってきたのに、妻だけが国民年金加入期間の国民年金保険料が全て納付済みで、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の加入手続の時期、保険料の納付時期、納付場所、納付金額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人は、昭和50年6月の会社退職後すぐに国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿により55年4月に払い出されていることが確認でき、その時点で特例納付及び過年度納付が可能であったが、申立人は、当該期間の国民年金保険料を遡って納付した記憶が無い上、申立人には、別の国民年金手帳を所持していた記憶も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、妻が先に国民年金に任意加入し、申立人が会社を退職した後、昭和50年7月1日に妻と区役所に行き、国民年金の加入手続をしたとしているが、妻の年金手帳には、妻の任意加入被保険者から強制加入被保険者への資格種別の変更は記載されておらず、また、申立人は、手帳記号番号払出日が55年4月ではなく、同年7月である事実を隠していたとしているが、これについては、年金事務所から申立人に対して、社会保険庁(当時)から区への手帳記号番号の払出日が55年4月

15 日であり、区から申立人への手帳記号番号の払出日が 55 年 7 月である旨の回答書が送付されていることなど、申立人の主張は、申立期間の保険料の納付を示すものとは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月から同年 9 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 63 年 3 月に払い出されており、申立人は、父親から年金手帳を受け取った記憶が無いと説明しているほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年度のうち11か月間、昭和39年4月から47年9月までの期間、同年11月、同年12月及び49年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年度のうち11か月
② 昭和39年4月から47年9月まで
③ 昭和47年11月及び同年12月
④ 昭和49年4月から51年3月まで

私は、国民年金保険料を納付していなかったため、第2回特例納付を利用して遡って保険料を納付した。その後、再び保険料の納付を忘れてしまっていたが、テレビなどで「保険料は25年納付しないと受給できない。これが納付する最後のチャンスです。」と宣伝しているのを聞いたので、60歳までの納付済期間が25年間を満たせるように、第3回特例納付により遡って保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が第3回特例納付により納付したとする金額は、オンライン記録及び附則4条納付者リストにより、申立人が当該特例納付で納付したことが確認できる納付額及び申立期間の保険料を特例納付した場合の金額の合計額と大きく相違する。

また、申立人は、受給資格期間の25年（300か月）を満たすために第3回特例納付により保険料を納付したと説明しており、オンライン記録及び附則4条納付者リストによると、申立人は当該特例納付で25か月分の保険料を納付したことにより、60歳に至るまでの納付可能期間及び申請免除期間の合計が303か月となり、受給資格期間25年を満たすこととなっていることから、申立人の説明と現在の申立人の納付記録は一致しており、その記録に不自然さは認められないなど、申立人が申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年5月まで
私の父は、私が20歳のときに国民年金の加入手続きを行い、就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする父親は、加入手続きの時期の記憶が曖昧であり、父親に依頼されて申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親も、保険料の納付場所、納付額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の平成6年11月頃に払い出されており、オンライン記録によると、申立人に対して7年7月26日に過年度納付書が作成されていることから、当該納付書作成時点で、過年度納付することが可能な5年6月から6年3月までの期間の保険料が未納であったものと考えられ、オンライン記録によると、当該期間の納付記録に過年度納付を示す「A現自」の記載が確認できることから、父親は当該期間の保険料を遡って納付したものと考えられるが、当該納付書作成時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月から16年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月から16年3月まで

私は、平成14年7月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の学生納付特例の申請をするともに、申請期限が過ぎた期間の保険料を納付した。16年3月に卒業した後に学生納付特例期間の納付書が送付されて来たので、母に相談したところ、母から「その期間の保険料は納付したので納付しなくてよい。20万円以上で大変だったけど、まとめて納付した。」と聞かされた。申立期間の学生納付特例期間の保険料が追納済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を追納したとする母親は、納付場所の記憶が曖昧であり、母親が当該保険料の納付に利用した可能性があるとする金融機関3社においては、当該保険料を納付した記録が確認できない。

また、申立人は、申立期間初めの平成14年10月に転居しているため、平成15年度の保険料の追納は、転居先で行う必要があり、母親が居住する前住地では追納申込手続を行うことはできなかつたと考えられること、申立人のオンライン記録では、追納申込を行った記録が認められないことなど、母親が申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 6 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から同年 8 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を昭和 44 年 9 月 9 日に納付した領収証書を所持している。また、第 3 回特例納付で 55 年 6 月 27 日に 35 か月分として 14 万円を納付した際、「これで絶対に未納はありませんね。」と念を押して聞いたところ、区役所の職員からは「絶対に未納はありません。」と言われた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 10 月から 41 年 3 月までの 6 か月分及び申立期間を含む同年 4 月から同年 8 月までの 5 か月分の計 11 か月分の国民年金保険料を 44 年 9 月 9 日に納付した 2 枚の領収証書を所持しているものの、申立人が所持する同年 11 月 29 日付けの通知「国民年金保険料の納付について」によると、前記の保険料は、期間相違により、40 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月分と 44 年 10 月から 45 年 1 月までの 4 か月分の計 7 か月分の保険料として収納されたことが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳（46 年 4 月 1 日発行）によると、申立期間を含む昭和 41 年 1 月から同年 8 月までは国民年金の未加入期間とされており、当該領収証書の納付額の合計額と期間変更により収納された期間の保険料の合計額は同じであるなど、当該通知における期間変更の内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、昭和 55 年 6 月 27 日に第 3 回特例納付で 35 か月間分の保険料 14 万円を納付した領収証書を所持しており、申立人のオンライン記録によると、当該納付は、36 年 4 月から 37 年 12 月までの期間及び 45 年 2 月から 46 年 3 月までの期間の保険料として収納されていることが確認でき、申立人の特殊台帳によると、申立期間を含む 41 年 1 月から同年 8 月までの期間は未加入期間とされているため、当該特例納付時点で未納期間は 35 か月であり、申立人はその保険料を全て特例納付していることから、

区役所職員は、申立人に対して「絶対に未納は無い。」と説明したものと考えられる。

加えて、申立人は4冊の国民年金手帳を所持しており、1冊目には昭和41年1月21日の被保険者資格喪失の記録以降、申立期間を含めて資格取得の記録は無いが、2冊目（41年頃発行）及び3冊目（46年4月1日発行）の手帳には、資格取得41年9月4日と記載されているため、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。その後に発行された4冊目の手帳には、同年6月2日資格取得と記載されているため、申立期間は強制加入期間となるものの、前後の資格取得及び資格喪失の記載には、申立人が52年9月から居住している区と同じ印影が付されていることから、当該資格取得の記録が記載された時期を特定できないこと、申立人が特例納付した時点で、申立期間が強制加入期間とされていた場合、申立人は35か月分ではなく38か月分の保険料を特例納付する必要があったことなど、申立人が申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月

私は、平成 13 年 7 月に厚生年金保険に加入した後に、国民年金の加入勧奨通知を受けて区役所に行ったと記憶している。その後、国民年金保険料の未納分の納付書が送付されてきたので、2 年分の保険料を郵便局で一括納付した。しかし、納付日が 13 年 9 月だったため申立期間の保険料が時効により未納と処理されていることを、後になって年金事務所から聞かされた。申立期間については、保険料を納付した後、に還付を受けていないので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間を含めた 2 年間分の保険料を一括で納付した際の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間より前の平成 9 年 2 月 14 日の厚生年金保険被保険者の資格喪失を発生事象として、申立人に対して未加入期間の国民年金適用に係る初回の加入勧奨を行うため、勧奨関連対象者一覧が 13 年 7 月 23 日に作成されていることから、申立人は、この勧奨状を受けて、国民年金の加入手続を行ったものと推察されるものの、申立期間直後の 11 年 8 月から 13 年 3 月までの保険料が過年度納付された同年 9 月 14 日時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、納付書には納付期限が明記されているため、金融機関の窓口では申立期間の保険料の収納は行われなかったものと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成 2 年 2 月まで

私の父は、私が 20 歳になった昭和 62 年*月頃、市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、学生期間の国民年金保険料を納付書により両親の分と一緒に納付してくれていたと、私は両親から聞かされている。私の弟は学生期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする父親は、申立人の加入手続き及び保険料の納付を行った記憶が無いと説明している。

また、申立期間は、学生が国民年金に強制加入することとなった平成 3 年 4 月より前の任意加入適用期間であり、オンライン記録では、申立人が申立期間中に任意加入した記録は確認できないため、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。一方、申立人の弟については、20 歳になった 4 年*月に国民年金に加入し、その後の保険料を納付しているが、3 年 4 月以降の既に学生が強制加入することになっていた時期であるため、申立人とは状況が異なっているほか、父親は弟の加入手続き及び学生期間の保険料の納付については行ったと説明している。

さらに、申立人は、現在所持している厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、父親も申立期間当時に申立人の年金手帳を見たことはないと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当た

らないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 7 月まで
私は、昭和 60 年 9 月頃に A 市において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 9 月頃に A 市において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間より後の平成元年 6 月 16 日に払い出されていることが確認できる。また、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が現在所持する年金手帳には、前述の手帳記号番号が記載されている欄及び国民年金の記録欄に B 区のスタンプが押されており、さらに、申立人は「平成元年に婚姻を契機に B 区へ転居した。」と述べていることから、手帳記号番号の払出し並びに申立期間に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の手続は、B 区で行われたことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 12 月まで
私の父は、昭和 53 年 4 月頃に私の国民年金の加入手続をしてくれた。私の申立期間に係る国民年金保険料は、私が私の母にお金を渡し母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、昭和 53 年 4 月頃に私の国民年金の加入手続をしてくれた。私の申立期間に係る国民年金保険料は、私が私の母にお金を渡し母が納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の昭和 56 年 1 月 17 日に払い出されていることが確認でき、また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、53 年 4 月から同年 9 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月から 55 年 12 月までの期間の保険料は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、過年度納付することが可能であるが、申立人は、「親から過年度納付をしたという話を聞いたことはないし、私も保険料をまとめて支払うように母に頼んだ記憶は無い。」と述べている。

さらに、申立人は、前述のように、「加入手続は父がやってくれ、保険料は母にお金を渡して納付してもらっていた。」と述べているが、両親から当時の状況を聴取することができないため、申立期間当時の申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立人及びその母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人及びその母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、昭和61年の5月又は6月にA区役所に行って、住民票をB県C市からA区に移した際、同区役所職員から国民年金の加入を勧められ国民年金の加入手続を行った。このとき、未納分の国民年金保険料を3年間は遡って納付することができる」と助言を受け、申立期間の保険料として20万円以上の金額を同区役所の窓口で遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和61年の5月又は6月にA区役所に行って住民票をB県C市からA区に移した際、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を3年間分遡ってまとめて納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、昭和62年12月頃に払い出されていることが推認でき、また、申立人は、現在所持している年金手帳以外に別の手帳を所持した記憶が無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、58年4月から60年9月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「A区役所職員から国民年金に加入すれば、3年間は過去に遡って保険料を納付することができる」と言われ、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した。」と述べているが、国民年金法においては、保険料を徴収する権利は2年を経過したときは時効により消滅する旨が規定されていることから、2年を超えて遡って保険料を納付することはできない。その上、申立人は、「A区役所の窓口で申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した。同区の窓口以外で申立期間の保険料を納付した記憶は無い。」と述べているが、申立期間当時、制度上、区役所においては、過年度分の保険料

を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成元年3月まで
私の母は、私が海外に留学していた申立期間当時に私の国民年金の加入手続を行い、留学していた私の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が海外に留学していた申立期間当時に私の国民年金の加入手続を行い、留学していた私の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の平成3年6月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人及びその母親は、当該手帳記号番号が記載されている年金手帳以外に申立人の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人は、自身の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は、申立人の申立期間の保険料の納付金額等の記憶が曖昧であり、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月までの期間及び 39 年 10 月から 44 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 39 年 10 月から 44 年 1 月まで

私の父は、私たち兄弟 4 人の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①及び②に係る国民年金保険料は、郵便局の簡易保険の集金人に兄弟の保険料と一緒に納付してくれていたと思う。申立期間①及び②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私たち兄弟 4 人の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①及び②に係る国民年金保険料は、郵便局の簡易保険の集金人に兄弟の保険料と一緒に納付してくれていたと思う。」と述べている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間①及び②より後の昭和 50 年 9 月に元夫と連番で払い出されていることが確認でき、また、申立人は、別の国民年金手帳を所持した記憶が無いなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立人が現在所持する年金手帳における「国民年金の記録」欄の 1 行目には、「被保険者となった日」が申立期間より後の 48 年 2 月 1 日と記載されている。これらのことから、申立期間①及び②は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①及び②当時、申立人が居住していた A 区における保険料の納付方法は、当該期間より後の昭和 45 年 6 月まで区の職員等による印紙検認方式であったことが確認できることから、申立人が述べている簡易保険の集金人が国民年金保険料の集金も併せて行っていたとは考え難い。

さらに、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、

申立人の加入手続を行い保険料を納付していたとする父親から当時の状況を聴取することができないため、申立人の加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

その上、オンライン記録によれば、申立人の父親が、申立人の分と一緒に保険料を納付したとする申立人以外の兄弟3人についても、申立期間①及び②の保険料は未納であることが確認できる。

加えて、申立人の父親が申立人の申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の父親が申立人の申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月

私の夫が、社会保険事務所（当時）で私の申立期間の国民年金保険料を納付することができると聞いたのがきっかけで、私は、時期は定かでないが区役所に出向いて保険料を納付した。その際、窓口の担当者は、年金手帳への押印が保険料の領収を証明するものであるとして、領収証書を発行してくれなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の夫が申立期間直前の昭和62年12月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立期間直後の63年1月1日に同資格を取得していることから、申立期間については、申立人及びその夫は第1号被保険者となるべき期間であるが、オンライン記録によると、夫の当該期間は未加入期間となっていること、申立期間直前の申立人の第3号被保険者資格の喪失処理は平成7年8月29日に遡って行われていること、申立期間直後の昭和63年1月から平成5年6月までの第3号特例納付期間の記録は、7年8月11日の第3号特例納付届出により、記録追加されていることから、申立期間は、当該第3号特例納付届出を行った際に第3号被保険者期間から第1号被保険者期間に訂正されて未納期間となったものと推察され、当該記録訂正時点まで、申立期間は第3号被保険者期間であったため、保険料を納付することができない上、当該記録訂正時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、年金手帳の「国民年金の記録」欄の押印について、区役所担当者から、申立期間の保険料の領収を証明するものであると説明されたとするが、この押印

は、当該ページの資格取得及び資格喪失の記録を記載した市区町村を示す印であり、保険料の収納を示すものではないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から12年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月から12年9月まで

私は、時期は不明だが、これまで未納となっていた国民年金保険料の納付書と現年度分の納付書が自宅に届いたので、会社近くの郵便局で約1年間にわたり分割納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成8年4月から申立期間のうち12年3月までの保険料を前納していたものの、9年8月の厚生年金保険被保険者資格取得に係る事務処理が11年8月に遡って行われたことにより、国民年金被保険者資格を9年8月に喪失することとなったため、当該前納保険料は11年8月26日に還付決議されていることが確認できるが、申立人が当時住民登録をしていた市では、申立人が9年8月に国民年金被保険者資格を喪失して以降、申立期間において同被保険者資格を再度取得した記録は見当たらないと説明している。

さらに、申立人が申立期間当初の平成11年7月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、申立人に対して国民年金加入勧奨が行われているが、申立期間後の13年8月時点でも加入手続は行われていなかったことがオンライン記録で確認でき、当該期間は、17年9月に記録追加されるまで未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができないほか、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年5月まで

私は、昭和43年6月に集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、同年同月から45年5月までの2年間は、集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和43年6月に任意加入した後、45年5月までの2年間の保険料を納付して、集金人に保険料の納付を中止する旨を伝えたと説明するものの、申立期間当時の保険料の納付単位は3か月であり、44年4月から同年6月までの納付単位を同年4月及び同年5月の納付とした経緯及び納付中止に係る手続に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人は当時任意加入していたため、保険料の納付を中止する場合、それ以降の期間が未納期間とならないように、任意加入被保険者の資格喪失に係る手続を行う必要があったが、申立人は集金人に納付の中止を申し出た際、当該手続を行った記憶が曖昧であり、オンライン記録では、申立人の任意加入被保険者の資格喪失日は、申立期間より後の昭和47年4月26日とされている。

加えて、特殊台帳によると、申立人は申立期間直前の昭和44年3月に転居していることが確認できるが、申立人は当該転居に伴う国民年金の住所変更手続を行った時期の記憶も曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月から10年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月から10年7月まで

私の妻は、私が平成9年1月末日に会社を退職した2、3か月後に、私の国民年金の加入手続を行うとともに、私が60歳に到達するまでの国民年金保険料を一括納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、申立人が平成9年1月末日に会社を退職した2、3か月後に申立人の国民年金の加入手続を行ったと説明するが、オンライン記録によると、申立人に対しては、同年2月1日の厚生年金保険被保険者資格の喪失を勧奨事象発生として、再就職後の10年8月に未加入期間の国民年金適用勧奨の一覧が作成されていることから、申立期間は当該作成時点まで未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、妻は、申立人の加入手続を行った際に、申立人が60歳に到達するまでの保険料を一括納付したと説明するが、その場合、60歳に到達する時期は翌年度となるため、制度上、翌年度分を含む期間の保険料を一括納付することはできない。

さらに、妻のオンライン記録によると、妻の申立期間直前の第3号被保険者の非該当処理及び当該期間直後の平成10年8月から11年8月までの第3号被保険者期間の入力処理は、10年10月13日に行われていること、同年同月19日に過年度納付書が作成され、妻の当該期間のうち、9年2月から10年3月までの保険料は同年同月26日に過年度納付されていることから、妻が同年10月に第3号被保険者の資格取得及び資格喪失に係る届出を行ったことにより、当該保険料に係る過年度納付書が作成されたため、妻はその納付書により過年度納付したものと考えられるが、申立人については、当該期間に係る国民

年金の加入手続きが行われていなかったため、納付書が発行されなかったものと考えられることなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 58 年 8 月までの期間及び 59 年 3 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 2 月から 58 年 8 月まで
② 昭和 59 年 3 月から同年 8 月まで

私の母は、私が 20 歳のときに区出張所で私の国民年金の加入手続を行い、私が厚生年金保険に加入する直前の昭和 58 年 8 月まで私の国民年金保険料を納付書により区出張所で納付してくれていた。その後、私は、59 年 9 月に就職した際、会社から無職であった期間の国民年金の加入手続を行うように言われたので、同年秋頃に区出張所に出向き、遡って国民年金の加入及び資格喪失手続きを行い、同年 3 月から同年 8 月までの保険料を 3 回に分けて納付書により区出張所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

申立期間②については、申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料額と相違しており、当該期間のうち、昭和 59 年 3 月の保険料は過年度納付する必要があるが、申立人が保険料を納付したとする区出張所では、保険料を過年度納付することはできなかったこと、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 63 年 4 月時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、母親及び申立人が申立期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年9月から61年3月まで

私の父は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続をしてくれ、大学を卒業するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成元年11月頃に払い出されており、申立期間は、申立人が学生で20歳以上の学生が任意加入適用とされていた時期の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間に係る年金手帳を見た記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年3月までの期間及び5年4月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月から4年3月まで
② 平成5年4月から12年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私が学生の間国民年金保険料を納付してくれていたと思う。平成5年3月に会社を退職してから免除申請をするまでの間は私が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立人が学生であった当該期間当時に父親が保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年5月頃に払い出されており、この時期に保険料を遡って納付した記憶は無いとしていること、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間当時の保険料の金額、納付頻度等に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は当該期間当時、収入が不安定であったため保険料を定期的に納付するよりも督促を受けて納付することが多く、当該期間のうち申請免除期間前の時期を含め保険料を納付していない期間があったと説明していること、

当該期間は、約7年間に及び、申立人は、当該期間終期の2か月間を除き住所の異動は無く、当時居住していた区において、長期間にわたる保険料の収納に際して連続して事務処理誤りが起こることも考えにくいことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から52年9月まで

私は、結婚直後の昭和39年2月頃に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所、納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、婚姻した昭和39年2月頃に国民年金に加入したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の54年6月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が一緒に保険料を納付していたとする元夫も、申立期間のうち39年3月から41年3月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の保険料が未納であること、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から62年3月まで
私の母は、昭和56年4月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和62年7月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間のうち56年4月から60年3月までの保険料は時効により保険料を納付することができず、60年4月から62年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったが、申立人は、母親から保険料を遡って納付したと聞いた記憶は無いとしていること、申立人は、上記の手帳記号番号払出時に交付されたとみられる年金手帳を所持しているが、当該年金手帳のほかにも別の年金手帳を所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで
私の母は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続きを行い、就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する年金手帳には国民年金の記号番号の記載は無く、申立人の母親及び申立人は、申立期間当時に年金手帳を受け取った記憶が曖昧であること、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、当該基礎年金番号で国民年金第1号被保険者資格を取得した同年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から53年4月までの期間及び55年1月から58年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月から53年4月まで
② 昭和55年1月から58年6月まで

私の妻は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、私が転職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失するたびに夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、申立人の妻は自分が勤め先を退職した後、夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと説明しており、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は昭和53年8月に連番で払い出され、申立人及びその妻の国民年金被保険者資格取得日は、申立人の妻が厚生年金保険被保険者資格を喪失した当該期間後の53年5月26日であり、申立人が所持する年金手帳も、「はじめて被保険者となった日」として上記の資格取得日が記載されていることが確認でき、申立期間は任意加入の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の妻は、申立人が退職するたびに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたと説明しているが、申立人が所持する上記の年金手帳には、昭和53年11月6日被保険者資格喪失、61年6月26日資格取得と記載され、当該期間の国民年金の加入記録の記載が無いこと、申立人の妻の所持する年金手帳にも53年11月6日任意加入被保険者資格取得、61年4月1日任意加入資格喪失と記載され、申立期間の資格種別変更の記載が無いことなど、申立人が申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から12年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月から12年2月まで

私は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した都度、国民年金に加入し、国民年金保険料を途切れ無く納付してきた。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録では、申立期間については平成10年12月22日及び11年4月30日の2回にわたり保険料の免除申請が行われ、申請免除期間とされていることが確認できる。

申立人は、申立期間について保険料の免除申請をした記憶は無く、保険料を納付していたはずと主張しているが、上記の免除記録について、平成10年度の免除対象期間は、免除申請日（10年12月22日）の属する月の前月（10年11月）から11年3月までとなっているほか、11年度の免除対象期間は当初11年4月から12年3月までとされていたが、厚生年金保険加入期間となったため、12年5月24日に同年2月までに記録訂正されており、両年度の免除申請日、免除対象期間等の記録事項に不自然、不合理な点は見当たらないこと、申立人は、申立期間当時の11年12月に経営していた事務所を業績不振のため閉鎖したと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 8 月に会社を退職した後に、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。マンションを購入するため、59 年末頃に年金被保険者住宅資金融資を利用する際、保険料の納付期間が足りなかったため、その分の保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 57 年 7 月に払い出されており、当該払出時点では申立期間は過年度保険料となるが、申立人は、遡って納付した時期は 59 年末頃で、このほかに遡って保険料を納付したことはないと説明しており、申立人が遡って納付したとする時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、当時の年金被保険者住宅資金融資は、融資の申込みの際、借入申込時まで引き続き 24 か月分以上の保険料の納入を証する書面を提示する必要があるが、国民年金加入期間の全ての保険料の納入を証する書面を提示する必要はないことが、当時の同資金融資案内書で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 10 月から 17 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月から 17 年 6 月まで
私は、前夫との離婚などをする際、国民年金保険料が未納であることを知り、市役所で元夫の保険料と合わせて約 20 万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、平成 16 年 10 月の厚生年金保険から国民年金への切替手続、保険料の納付期間及び納付時期に関する記憶は曖昧である。

また、申立人には基礎年金番号が平成 10 年 6 月 10 日及び 18 年 3 月 22 日の 2 度付番されているが、10 年 6 月 10 日に付番された最初の基礎年金番号により、16 年 12 月 24 日に申立期間の第 1 号・第 3 号被保険者取得勸奨が行われていることがオンライン記録で確認でき、当該勸奨が行われた時点で申立期間は未加入期間であったことが確認できるほか、2 番目の基礎年金番号は 18 年 3 月 22 日に付番されており、当該付番以降に申立期間が未加入期間から未納期間に記録訂正されていることが確認でき、記録訂正されるまで申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。なお、最初に付番された基礎年金番号は、2 番目の基礎年金番号が付番された後の 18 年 10 月 11 日に重複取消されている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとする市役所の窓口では、平成 14 年 4 月 1 日以降、国民年金の収納事務を国が一元的に実施しているため、申立期間の保険料を納付することはできず、当時、市役所には銀行の窓口があったが、申立人は、市役所にある銀行で納付した記憶は無いと説明していること、元夫も 16 年 10 月から 18 年 1 月までの期間は未加入期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から46年3月まで
私の父は、私が20歳になったとき、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和54年4月1日と記載されているほか、59年5月10日に作成された年度別納付状況リスト及びオンライン記録に申立期間の被保険者資格の記録が無いことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、自身の兄も、20歳の時点から保険料を納付していたと説明しているが、申立人の兄は20歳当時、国民年金に加入しておらず、兄の被保険者資格取得は、平成15年3月31日の記録追加によるものであることがオンライン記録で確認できるほか、兄は20歳時の昭和41年*月から44年3月までの期間は未納とされていること、申立人は、現在所持する年金手帳以外に手帳を所持したことはなく、父親から別の年金手帳を渡された記憶も無いと説明しており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 4 月から同年 8 月まで

私の母は、昭和 63 年 5 月頃、私が大学生のときに私の国民年金の加入手続を行い、加入当初に、区役所で 20 歳まで遡って国民年金保険料を納付するように勧められたので、母と一緒に金融機関等に行き保険料を一括で納付した。以後は、私が婚姻するまで母が定期的に保険料を納付してくれていたと母から聞いている。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、定期的に納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である

また、申立期間①については、オンライン記録では未加入期間とされており、申立人が所持する年金手帳にも初めて被保険者となった日が平成元年 4 月 1 日と記載されており、当該期間は、申立人が大学生で任意加入適用とされていた時期の未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 3 年 10 月に払い出されており、当該払出時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、母親及び申立人は、当時居住していた区において払い出された年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親がこれらの申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで
私は、勤めていた会社を昭和59年末に辞め、数か月たった頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料として5万円か6万円をその場で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額を5万円か6万円としているが、申立期間15か月分の保険料を納付した場合の保険料額と大きく相違する。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録のページの被保険者の種別欄には「1号」のスタンプが押されており、これは加入手続の際に押されたものと考えられるが、強制加入被保険者が第1号被保険者とされたのは第3号被保険者制度が発足した昭和61年4月1日以降であり、それより前に加入手続を行った場合は、強制加入被保険者を表す「強」の文字に○印が付されることから、60年の年が明けて数か月たった頃に加入手続を行ったとする申立人の説明と相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和63年5月頃に払い出されており、オンライン記録から、同年6月23日に61年度及び62年度の保険料を過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 18 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 3 月

私は、平成 19 年に社会保険事務所（当時）へ行き、私の国民年金保険料の未納期間を調べてもらったが、未納期間はないと言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社会保険庁（当時）発行の「平成 18 年中の納付済保険料額」（証明日 平成 18 年 10 月 3 日）には、申立人が平成 18 年中に国民年金保険料として納付した 17 年 12 月から 18 年 2 月までの保険料額 4 万 740 円が記載されており、申立人の 18 年分の源泉徴収簿の「社会保険料等控除額」欄にも同額が記載されているほか、申立人は上記納付済保険料額の証明書が発行された 18 年 10 月以降に申立期間の保険料を納付した記憶は無いと説明している。

また、申立人は、平成 19 年 2 月 7 日に夫と社会保険事務所へ行き、その場で出力されたオンライン記録を入手し、自身の国民年金加入期間に保険料の未納期間が無いことを確認したと説明しているが、申立人が社会保険事務所へ行った際に渡されたとする上記のオンライン記録を見ると、加入月数 11 か月に対して、保険料が納付済みである月数は 10 か月であり、当該時点においても 1 か月の未納期間があったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から59年3月まで
私は、20歳になった時に国民年金に加入し、加入後は国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付額、納付頻度に関する記憶が曖昧であり、当初は納付書により郵便局で保険料を納付していたと説明していたが、申立人が申立期間当時居住していた市では保険料を郵便局で納付することはできなかった。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年4月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成 2 年 2 月まで
私の母は、私が最初の会社を退職した後に、区出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、その後は送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする母親は、5 万円から 7 万円ぐらいの納付書が届き、しばらくしてから納付した記憶があると説明しているが、当該納付時期に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 3 年 12 月頃に払い出されており、当該払出以降に最初に送付される納付書は現在納付済みの記録である 3 年 8 月から 4 年 3 月までの納付書と考えられ、当該納付書の合計保険料額は申立人の母親が記憶する金額におおむね一致する。

また、申立人は、母親が国民健康保険と国民年金の加入手続きを一緒にしたはずと説明しているが、申立人が居住する区の国民健康保険資格記録では、申立人が当該区に転入した昭和 46 年に資格取得した以降、喪失手続きは平成 3 年 6 月までされておらず、申立期間当時に国民健康保険の得喪手続きはされていないことが確認できるほか、上記手帳記号番号払出時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 5 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から 51 年 12 月まで
私は、20 歳を少し過ぎた頃、国民年金の加入手続を行い、その時点で未納となっていた国民年金保険料を遡って数回に分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20 歳を少し過ぎた頃に国民年金の加入手続を区役所で行った際、職員から未納保険料の説明を受け、数回に分け、総額で 5 万円から 6 万円ぐらいの金額を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 54 年 2 月時点において遡って納付したと考えられる申立期間直後の 52 年 1 月から 54 年 1 月までの過年度保険料及び現年度保険料の額は 5 万 7,900 円であり、その額は申立人が遡って納付したとする金額とおおむね一致する。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 54 年 2 月時点は、第 3 回特例納付の実施期間内であるものの、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料と前述の当該払出時点で納付可能な過年度保険料及び現年度保険料とを合わせた額は約 19 万円であり、申立人が遡って納付したとする金額と大きく相違するほか、申立人は自身が所持した年金手帳は上記手帳記号番号の手帳 1 冊のみであるとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 18032 (事案 5123 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月1日から26年2月26日まで

A社(旧B社、現在は、C社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。今回新たに、D社を経営していたことが判明したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に勤務していた従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、C社は当時の書類を保有していないことから勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できないこと及びA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立期間における健康保険証記号番号に欠番が無いこと、加えて、申立人は4つの事業所を営していたとしているが、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所となっていないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は上記通知に納得できず、再度調査をしてほしいと申し立てるとともに、新たな情報として、D社を営んでいたとしている。

しかし、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、申立人は昭和26年3月13日に同年2月26日を資格取得日とする厚生年金保険手帳記号番号の払い出しを受けている記録が確認でき、同払出簿に記載されている5人の従業員も申立人と同日にA社において被保険者資格を取得している。

また、D社について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると厚生年金

保険の適用事業所となっていない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 6 月 30 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。社会保険は C 社（現在は、D 社）E 支所職員と同等扱いであったので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所になっていない。

また、A 社の複数の同僚は、「厚生年金保険に加入したのは昭和 48 年 10 月 1 日からで、それまでは厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と供述しており、申立人及び申立人が前任者と記憶する者の C 社 E 支所における厚生年金保険加入記録は確認できない。

さらに、D 社及び健康保険組合は、申立人の在職記録は確認できない旨回答している。

加えて、申立人の夫が加入していた F 共済組合の被扶養配偶者記録から、申立人は、昭和 37 年 12 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日まで、夫の被扶養配偶者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から39年3月1日まで
② 昭和40年3月2日から41年5月1日まで
③ 昭和42年2月6日から43年1月11日まで

平成22年9月に、日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間について脱退手当金を受給した覚えは無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係るA社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年3月6日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間及び申立期間中にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、当時は、請求者から当該期間の申出をしなければ、社会保険事務所（当時）では、別の記号番号で管理されている請求者の被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることを踏まえると、当該未請求の期間があることに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月1日から33年3月10日まで
② 昭和33年7月1日から38年9月1日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、退職時に事業所から脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の制度を知らなかった。脱退手当金を請求したことは無く、受給していないので年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年9月1日の前後の各3年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する32名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、26名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち21名については、資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、支給日が同一となっている受給者が散見される上、同社で脱退手当金が支給されている1名は、「脱退手当金については、手続は会社が行っており、退職後、間もなくして会社から現金でもらった。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人について、上記被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年11月11日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いという

ほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月28日から40年12月30日まで
② 昭和41年6月22日から42年3月21日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認についてのはがきが届き、申立期間について、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社は、「当社を退職する者に対しては、退職金の支給は無かったので、経理担当者が脱退手当金の説明をした上で、その手続は当社が代理で請求をし、あくまで脱退手当金として退職者に現金で渡していた。当時、女性従業員は、一般的に脱退手当金を受給していたと思う。」と回答している上、同社で脱退手当金が支給されている一人は、「社会保険や脱退手当金の手続は、経理担当者がやってくれたと思う。その後、社会保険事務所（当時）から書類が郵送されてきて、返送した記憶がある。」旨供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年6月8日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 21 日から同年 9 月 5 日まで
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 44 年 8 月 3 日まで

平成 16 年に、社会保険事務所（当時）に年金相談に行き、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、退職当時は厚生年金保険のことも脱退手当金のことも知らず、申請手続も受給も一切知らないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①に係る A 社及び申立期間②に係る B 社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 8 月 27 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月1日から47年7月26日まで
年金受給の手続をするときに、申立期間について、脱退手当金の受給記録があると回答を受けた。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るA社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和47年9月20日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年4月1日から6年6月1日までの期間について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成6年6月1日から7年2月28日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から7年2月28日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年4月1日から6年6月1日までの期間について、申立人は、2年4月から3年3月までは40万円、同年4月から6年3月までは72万円（標準報酬月額の最高等級は53万円）、同年4月及び同年5月は40万円の給与を受け取っていたと供述している。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主である申立人は、当該期間当時の人事資料及び給与関係資料は保存していない旨回答していることから、報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社の取引金融機関から提出のあった同社の平成2年1月から7年5月までの普通預金補助元帳の写しから確認できる毎月の同社の社会保険料納付額は、オンライン記録から確認できる申立人を含む全被保険者の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の合計額とほぼ一致している。

なお、当該期間当時、A社に勤務していた複数の元従業員に照会したところ、回答のあった二人からは、いずれも実際の給与支給額に比べ標準報酬月額が低かった旨の供述は無かった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間のうち、平成6年6月1日から7年2月28日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の7年4月6日付けで、遡って6年6月から同年10月までは8万円、同年11月から7年1月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、当該期間及び上記減額訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、給与計算及び社会保険の手続は全て自分が行っており、代表者印も管理していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として会社の業務を執行する責任を負い、社会保険の届出事務に権限を有していたと認められることから、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から7年2月28日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に比べ低くなっていると主張している。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主（申立人の夫）は、申立人について、給与計算のときに標準報酬月額の上限額に基づく厚生年金保険料を控除していた記憶があるが、給与は現金支給だったため、給与から控除されていた厚生年金保険料額が確認できる資料は保存していない旨回答しており、申立人も給与明細書等を保有していないことから、厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社の取引金融機関から提出のあった同社の平成2年1月から7年5月までの普通預金補助元帳の写しから確認できる毎月の同社の社会保険料納付額は、オンライン記録から確認できる申立人を含む全被保険者の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の合計額とほぼ一致している。

さらに、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額について訂正等の不自然な記録は見当たらない。

なお、申立期間当時、A社に勤務していた複数の元従業員に照会したところ、回答のあった二人からは、いずれも実際の給与支給額に比べ標準報酬月額が低かった旨の供述は無かった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給

与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 18043 (事案 12102 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月1日から2年6月1日まで
② 平成2年6月1日から7年10月1日まで
③ 平成7年10月1日から9年12月1日まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録訂正の必要が無いと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、元従業員の供述から勤務はうかがえるが、A社は当時の資料を保管しておらず、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できないこと、また、当該期間中にD組合において、被保険者となっていることが確認できることなど、申立期間②に係る申立てについては、申立人の口座の取引記録にB社から給与振込の記載が確認できることから、同社に勤務していたことがうかがえるが、同社の元取締役は、申立人は委託契約のドライバーで、正社員でなかったと思う旨供述しており、同社の元監査役は、委託又は嘱託の社員であれば社会保険には加入させていないと思う旨供述していることなど、申立期間③に係る申立てについては、C社の事業主によると、当該期間に申立人を雇用していたとしていることから、申立人の勤務はうかがえるが、当該期間当時の厚生年金保険法において、満 65 歳到達時に被保険者資格を喪失する旨が規定されており、申立人は平成7年*月*日に満 65 歳に到達していることから厚生年金保険の強制被保険者となることができないことなどから、22年9月29日付けで当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、今回、再申立てを行って

いるが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 18044 (事案 12851 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 1 月 1 日から 28 年 5 月 1 日まで

A事業所(後に、B社)に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正の必要は無いと通知があった。今回、新たに、申立期間に同社が社会保険の事務処理を委託していたC事業所の担当者の名前を思い出したので、再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間にA事業所に在籍していたことはいか
がえるが、同事業所は昭和 24 年 1 月 1 日付けで個人事業所として厚生年金保険の任意包括適
用事業所となっており、申立人の二人の兄は同事業所が適用事業所になった日に厚生年金保険
の被保険者資格を取得しており、申立人が個人事業主として同事業所に係る厚生年金保険任意
包括適用事業所の届出を行ったと考えられることなどから、平成 22 年 11 月 10 日付けで既に
当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな情報として、申立期間当時にB社が社会保険の事務処理を委
託していたC事業所の担当者の名前を思い出したので、再度調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人が記憶していたC事業所の当該担当者は既に死亡しており、現在の同
組合の担当者は、B社の資料は残っておらず、申立期間当時の状況を知っている者もいないと
していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することがで
きない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、委員会の当初の決定を変更すべき新
たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険
料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年12月30日まで
A社の出張所で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。定時制高校に通学しながら同社の出張所で勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元役員及び複数の従業員は、申立人を記憶しておらず、定時制高校に通いながら勤務していた従業員はいない又は記憶にないとしていることから、申立人の会社における勤務を確認することができない。

また、上記元役員が、申立期間当時、A社の出張所で所長をしていたとする者は既に他界しており、社会保険事務を担当していたとする者の住所を特定することができないため、当該者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険の番号に欠番は無く、昭和26年2月2日から28年2月20日までの期間に、同社で厚生年金保険の資格を取得した者はいないことが確認できる。

なお、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者の親族は申立期間の資料を保管しておらず、また、申立人が在学した中学校及び定時制高校から申立人の勤務記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から 63 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で一緒に勤務した同僚が自分のことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚から提出された日記帳及び事業主の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 62 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年 5 月から同年 8 月 31 日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主は、同社の給与計算及び厚生年金保険に関する事務手続は同社の親会社であるB社の経理責任者が担当していたので、厚生年金保険の取扱い及び保険料控除等については分からない旨供述している。

さらに、B社の経理責任者は、同社では従業員が入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いがあり、子会社であるA社も同様であったと考えられ、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除することは無かった旨供述している。

加えて、自分が昭和 62 年 8 月 24 日に入社した旨を日記帳に記載している申立人の同僚についても、オンライン記録により、A社における厚生年金保険の資格取得日は 63 年 3 月 1 日となっていることが確認できることから、入社日と資格取得日が相違していることが認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 59 年 2 月 21 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、第三者委員会の決定に基づきあっせんされた同僚の給料支払明細書によると、給与から控除されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している可能性がある。自分の給料支払明細書は保有していないが、ほとんどの期間同僚と同じ職種だったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第三者委員会の決定に基づきあっせんされた同僚とほとんどの期間同じ職種であったとしているが、オンライン記録によるとA社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主に照会したものの回答が得られない上、申立人も厚生年金保険料控除を確認できる資料を保有していないことから、申立期間の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、上記同僚の給料支払明細書から、これらの同僚については、A社から支給される諸手当の内容、昇給額などが個人ごとに異なっている上、同社が定時決定及び随時改定で社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額に含まれている諸手当が個人ごと及び期間ごとに異なっていることから、当該給料支払明細書から申立人の標準報酬月額を推認することができない。

さらに、上記給料支払明細書から、A社における保険料控除額の変更時期の規則性が確認できない上、個人ごとに控除額の算出方法が異なるため、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料の金額を推認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人と上記同僚の標準報酬月額は、一部期間は一致するが、ほとんどの期間は一致していないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 10 日から 58 年 12 月 1 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、第三者委員会の決定に基づきあっせんされた同僚の給料支払明細書により、給与から控除されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している可能性がある。自分の給料支払明細書は保有していないが、上記同僚のうち2名とは年齢、職歴及び管理職となる時期がほぼ同じであり、そのうちの1名とは一時期同じプロジェクトの仕事をしていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第三者委員会の決定に基づきあっせんされた同僚のうち2名と年齢、職歴及び管理職となる時期がほぼ同じであったとしているが、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主に照会したものの回答が得られない上、申立人も保険料控除を確認できる資料を保有していないことから、申立期間の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、上記あっせんされた全員の同僚の給料支払明細書から、これらの同僚については、A社から支給される諸手当の内容、昇給額などが個人ごとに異なっている上、同社が定時決定及び随時改定で社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額に含まれている諸手当が個人ごと及び期間ごとに異なっていることから、当該給料支払明細書から申立人の標準報酬月額を推認することができない。

さらに、上記給料支払明細書から、A社における控除額の変更時期の規則性が確認できない上、個人ごとに保険料控除額の算出方法が異なるため、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料の金額を推認することができない。

加えて、申立人は、上記同僚のうち、1名と昭和 48 年から 50 年まで同じプロジェクトの仕事をしていたものの、当該期間以外の期間については、当該同僚と常駐先が異な

っていたと供述しているところ、オンライン記録によると、申立人と当該同僚の標準報酬月額は、一部期間は一致するが、ほとんどの期間は一致していないことが確認できる。

また、申立人が保有していた昭和 47 年 9 月の預金通帳からは、オンライン記録の標準報酬月額以上の給与が支払われていたことを確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書の給与支給総額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 9 月から 23 年 12 月 16 日まで
A 社 (現在、B 社) に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する社員台帳によれば、申立人は、昭和 19 年 9 月に A 社に入社したと記録されている。

一方、申立人に係る軍歴確認書によれば、申立人は昭和 17 年 12 月 23 日に陸軍に入隊し、23 年 12 月 1 日に復員したことが確認できる。

また、申立人は、申立期間において上記の軍歴確認書のとおり兵役に就いていたと供述している。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚を記憶しておらず、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 12 月 1 日から 54 年 9 月 30 日まで
② 平成 9 年 9 月 1 日から 10 年 9 月 1 日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち申立期間①、B社に取締役及び代表取締役として勤務した期間のうち申立期間②の標準報酬月額が、実際に給与額に見合う標準報酬月額と相違している旨第三者委員会に申し立てたが、いずれも記録を訂正できない旨の通知を受けた。

今回、申立期間①については新たな資料は無いが、申立期間②については、新たな資料として、B社について、従業員の標準報酬月額の申立てについての照会文書を提出するので、再度調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについて、A社は既に解散しているため、事業主に厚生年金保険の加入状況や保険料の控除について確認できなかったこと、当該期間の保険料控除を確認できる資料は無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、「新たな情報や資料は無いが、当時の日本は右肩上がりの社会状況にて、給料が下がることは考えられないので、再度調査してほしい。」と申し立てている。

しかし、A社の代表取締役の子は、「事業主である父と、同社で厚生年金保険に加入していた母から、『昭和 51 年頃は会社の経営状態が悪く自分たちの給料は無かつ

た。従業員の給料が支払われたかどうかは分からない。』と聞いている。」と回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①に加入記録のある従業員は、「昭和 50 年中期頃から経営不振に陥り、給料の遅配、社会保険料の滞納や納付の督促も常態化していたと思う。」と回答しており、申立期間①当時、同社の経営状態が悪かったことがうかがえる。

以上のことから、申立期間①について、申立人の主張する内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについて、申立人の標準報酬月額は、B社が適用事業所に該当しなくなった後で、遡って訂正されていることが確認できるものの、商業登記簿謄本により、申立人は、平成7年6月14日から同社の取締役、10年4月1日から同社の代表取締役に就任していることが確認でき、また、申立人は、「同社の倒産の処理は、弁護士に依頼して全て自分で実施した。」と述べていることから、申立人が同社の代表取締役として当該標準報酬月額の減額訂正に関与していたものと認められることから、社会保険事務所（当時）が行った標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、22年8月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、新たな資料として、同様の申立てを行ったB社の従業員について、社会保険事務局（当時）からの照会文書（厚生年金保険の記録訂正に関する調査票）を提出しているが、当該照会文書は、当該従業員の標準報酬月額の減額訂正処理、社会保険の取扱い等について照会する内容であり、申立人が標準報酬月額の当該減額訂正処理に関与していないことをうかがわせるものとは認められない。

以上のことから、申立期間②について、申立人の主張する内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 1 日から 52 年 2 月 7 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には営業として勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者原票により、同社の従業員に照会したところ、複数の従業員が、「申立人が同社に勤務していた記憶はある。」と回答していることから、期間は特定できないが申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、既に破産していることが確認できる上、同社の元事業主に照会したが回答が無いため、同社から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社における申立人の上司に照会したが回答が無く、同社の総務担当者は連絡先が不明なため、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立期間当時、A社に勤務していた従業員 8 名の雇用保険の加入記録を調査したところ、厚生年金保険の加入記録と符合していることが確認できることから、同社では厚生年金保険と雇用保険を併せて加入させていたと考えられるところ、申立人は、申立期間において雇用保険に未加入であることが確認できる。

加えて、申立人が「A社で一緒に働いていた。」と述べている従業員は、上記被保険者原票には氏名が無いことが確認できる上、当該被保険者原票の整理番号には欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 18066 (事案 10971 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

A 社 (厚生年金保険の加入記録は B 社) に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間の勤務等を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知を受けた。

しかし、昭和 28 年 7 月にトラック運転手からタンクローリーの運転手に業務変更になったが、継続して勤務していたことは確かであり、判断に納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができず、また、申立人が勤務していたと述べている同社の関連会社である C 社も、「現在保管している履歴書を調べたが、申立人の記録は見つからない。」と回答しているため、両社から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入について確認することができない。さらに、B 社の元同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、「申立人がタンクローリーに乗るようになってから先のことは分からない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいない。

また、上記被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人の同社における被保険者資格喪失日は昭和 28 年 7 月 21 日であることが確認できる上、申立人が「同時期にトラックの運転からタンクローリーの運転に業務が変わった。」と述べている複数の元同僚はいずれも、上記被保険者名簿により、同年 7 月 25 日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき

ないとして、申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、上記通知に納得できず、申立期間にA社に勤務していたことは確かであると主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を平成3年7月31日付けで退職したはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人の退職日は平成3年7月30日であり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届を同年7月31日付けで行った。」と回答しており、同社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、A社は、資格喪失日を同年7月31日として申立人に係る被保険者資格喪失届を提出したことが確認できる。

また、B社は、「申立期間の厚生年金保険料を給料から控除していなかった。」と回答している上、申立期間当時の給与担当者は、「当時は月末退職者の場合、1日前を退職日として届け、退職月の給料から厚生年金保険料を控除しない取扱いだった。」と述べていることから判断すると、A社では、退職月を厚生年金保険の被保険者期間とせず、保険料を控除しない取扱いであったと考えられる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の離職日は、平成3年7月30日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 39 年 1 月 4 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 38 年 8 月から勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の書類を保管していないため勤務については不明であるが、当時勤務していた者から聴取したところ、同社では当時、試用期間があり、当該期間中は社会保険には未加入であり、本採用になってから社会保険手続を行っていたとのことであるから、申立人は入社時からずれて厚生年金保険の資格取得をしたのではないか。」と回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、連絡先が判明した従業員 9 人に照会したところ、回答があった 7 人のうち、4 人は同社には試用期間があったとしており、そのうちの従業員一人は、同社では当初 3 か月から 6 か月の試用期間があり、自身は試用期間 4 か月の後に厚生年金保険の資格を取得しているので、申立人の申立期間は試用期間だと思うとしており、上記の事業主の回答と符合する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案18075（事案1766の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月1日から18年12月31日まで
② 昭和20年12月16日から23年12月25日まで
③ 昭和28年1月4日から29年5月31日まで

A社、B会館、C社及びD社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から同社に勤務した期間については記録の訂正が認められたものの、それ以外の申立期間については勤務の確認ができず、保険料の控除も確認できない等の理由で、申立ては認められなかった。

しかし、私は国の機関等の命令でそれぞれの事業所に勤務していたので、第三者委員会の判断に納得できない。新たな資料は提出できないが、申立期間①、②及び③について、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主や役員等に当該期間当時における申立人の勤務を確認することができない。また、申立人は、同社の上司及び同僚を記憶していない上、厚生年金保険に加入している複数の従業員のいずれも申立人を記憶していない。さらに、同社では、従業員が15歳となる年度の年度当初に労働者年金保険に加入させていたことがうかがえる。加えて、同社は、申立期間①の一部の期間については、適用事業所となっていない。

申立期間②に係る申立てについては、B会館は、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、また、同会館は当該期間当時の人事や厚生年金保険関係の資料を廃棄していることなどから、当該期間における申立人の勤務を確認できなかった。

申立期間③に係る申立てについては、C社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、同社の商業登記の記録も見当たらないことから、申立人の当該期間の勤務を確

認できなかった。

以上の理由から、各申立期間について、平成21年3月11日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、各申立期間にそれぞれの事業所に勤務していたことは確かであると主張しているが、申立人から新たに提出された資料及び情報は無く、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年9月1日まで
A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間については、実際に受け取っていた役員報酬額に見合った標準報酬月額となっていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人がA社の代表取締役を務めていた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年10月4日の後の同年12月3日付けで、遡って15万円に訂正されていることが確認できる。また、同社の役員2名を含む5名についても、同日に標準報酬月額を遡って訂正されている。

一方、申立期間に係る標準報酬月額の当該遡及訂正について、申立人は、覚えが無いと申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険料の滞納があったことを認めており、滞納した厚生年金保険料の納付について、社会保険事務所（当時）の指導に基づく納付計画により振り出した約束手形5枚のうち3枚について支払期日に決済できなかったとし、結果的に保険料の完納には至っていないことを認めている。

また、オンライン記録から、上記遡及訂正の処理と同時に行われた申立人を含むA社の従業員に係る被保険者資格喪失の処理日に、同社から申立人及び過半数の従業員の健康保険証が社会保険事務所に返還されていることが確認できる。

これらのことから、申立期間の標準報酬月額に係る平成4年12月3日付けの記録訂正についても、A社からの届出に基づいて行われたものと推認される。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当

該行為の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月2日から40年3月20日まで
② 昭和32年9月1日から36年4月1日まで
③ 昭和36年5月26日から39年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和39年10月2日から勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③について、脱退手当金が支給されていることになっているが、脱退手当金が支給されたとする昭和40年1月29日は、上記のとおり、A社に勤務しており、脱退手当金の請求手続はしていないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に勤務していたとするA社の入社時期について、「前職のC社に勤務していた時にA社から誘いを受け、C社を昭和39年9月30日に退職してすぐに入社した。」とし、当該期間については、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社の元事業主は、「申立人の同社在籍期間は、確認できる資料が無いため不明であるが、同社は、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除するようなことは一切無い。」と供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿で、申立人と同じ昭和40年3月20日に厚生年金保険の資格を取得している従業員6名のうち所在の確認ができる5名に自身の入社時期について照会を行ったところ、3名から回答があったが、いずれの者も、入社

日を資格取得日と同じ同年3月20日としており、また、申立人を知らないとしている。

このほか、申立人の申立期間①における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人の申立期間②及び③に係る脱退手当金については、昭和40年1月29日に支給決定されているところ、申立期間③のC社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の欄の備考欄に、「40年1月29日 *に重複整理済」との記載があり、また、同社の事業所別被保険者名簿の厚生年金保険記号番号欄及び備考欄には、「*」から「*」への訂正と「40年2月3日 重複訂正」との記載があることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い当該記号番号の重複訂正が行われたと考えるのが自然である。

一方、C社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の厚生年金保険記号番号記入欄には、当初払い出された厚生年金保険記号番号「*」が「*」に訂正されて記載されている。この訂正については、当該通知書は、申立人に係る被保険者資格の取得届に伴い、社会保険事務所（当時）から同社に通知されたものであるが、上記被保険者名簿等の厚生年金保険記号番号の訂正時期からみて、当該取得届提出時に社会保険事務所が記載したのではなく、同社が申立人の退職後の脱退手当金支給日頃に記載したものと考えられる。

これらのことから、上記重複訂正手続は、C社が行ったものと考えられ、申立人の脱退手当金の請求手続についても、同社が行った可能性が高いものと考えられる。

さらに、C社の事業所別被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②及び③の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、最終事業所であるC社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月1日から45年10月1日まで
厚生年金保険の記録では脱退手当金が支給されていることになっているが、脱退手当金が支給されたという時期は、結婚式の10日後のことであり、脱退手当金の受給ができる状況ではなかったため、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社を管轄していた年金事務所が保管する申立人の「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」には、申立人の資格喪失年月日は昭和45年10月1日、脱退手当金支給年月日は同年11月11日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

なお、申立人は、昭和45年11月*日に結婚式があり、その直後一週間の新婚旅行に出掛け、日程上、同年11月11日には脱退手当金の受給はできなかった旨供述しているものの、申立人が主張する日程は確認することができず、また、仮に、申立人の主張どおりであったとしても、受給に不都合は無かったものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月24日から44年12月19日まで
年金受給開始時に、社会保険事務所（当時）で脱退手当金をもらっていることになっていることを知った。その後、平成22年秋に日本年金機構からハガキで連絡をもらった。しかし、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶は無く、請求手続きをしたことや脱退手当金を受け取った記憶なども無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社B支店の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年12月19日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する17名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち、資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている者は8名であること、また、上記支給決定の記録がある者のうち、3名が「脱退手当金の請求手続きは、会社が行った。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人について、上記事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年3月6日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から41年2月26日まで
年金受給開始時に、社会保険事務所（当時）で脱退手当金をもらっていることになっていることを知った。その後、平成22年秋に日本年金機構からハガキで連絡をもらった。しかし、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶は無く、請求手続きをしたことや脱退手当金を受け取った記憶なども無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年2月26日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する12名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、6名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち、当該脱退手当金の支給日が資格喪失日から3か月後の者は1名、7か月後の者は1名（申立人）、8か月後の者は3名となっていることが確認できる。また、上記支給記録のある者のうち1名が「脱退手当金の請求手続きは、会社が行ってくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人について、上記事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月1日から50年11月1日まで
退職後に年金の加入記録を照会したところ、以前勤めていた会社の記録が抜けており、その原因が脱退手当金の支給記録であることを知った。
独身時代に勤めていたA社を退職したときには、「女性は脱退した方が良い。」と勧められた記憶があるので、当該支給記録は正しいと思うが、B社C支店を退職したときには手続をした記憶は無いので、よく調査をして脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るB社C支店の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間前の約46か月間の厚生年金保険被保険者期間については、既に脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月1日から同年8月1日まで
A医療法人B医院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同医院に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A医療法人B医院に当時勤務していた複数の医師の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同医院に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時において、A医療法人B医院の社会保険手続を担当していた同医院の院長は、「当医院の医師は全員、本土から採用しているので、地元での生活ができるかをみる必要もあり、すぐには社会保険には加入させず、試用期間を設けていた。試用期間中は、給与から厚生年金保険料の控除はしていない。」旨供述しているほか、申立期間に同医院に勤務していた医師は、「自分自身にも試用期間があったと思う。」旨供述している。

また、申立人のA医療法人B医院における雇用保険の加入記録は確認できない上、同医院に係るオンライン記録においても整理番号に欠番は無く、不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 5 年 12 月 21 日から 6 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社とも退職月の給与明細書で厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出されたA社の昭和 49 年 3 月 25 日付けの給与支払明細書及び申立人が同社に入社した 44 年 4 月のものであるとする給与支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社は、厚生年金保険料は翌月控除であると回答しており、また、同社から提出のあった申立人に係る調書（人事資料）により、申立人は同社を昭和 49 年 3 月 25 日に退職していることが確認できるところ、申立人も退職日は同日であり、月末まで勤務していなかったと供述している。

一方、厚生年金保険法第 14 条により資格喪失の時期はその事業所に使用されなくなった日の翌日と規定され、同法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合は月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されている。このため、申立人のA社における資格喪失日は昭和 49 年 3 月 26 日であり、厚生年金保険の被保険者期間は同年 2 月までであることから、申立人が主張する同年 3 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

2 申立期間②について、申立人から提出されたB社の平成 5 年 12 月分の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、同社元事業主は厚生年金保険料を当月控除で行っていたと回答している。

しかしながら、申立人はB社における退職日は平成 5 年 12 月 20 日であったとし

ており、このことは雇用保険の記録からも確認できる。

一方、前述の厚生年金保険法第 14 条及び第 19 条の規定により、申立人の B 社における資格喪失日は平成 5 年 12 月 21 日であり、厚生年金保険の被保険者期間は同年 11 月までであることから、申立人が主張する同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

A企業体B局C事業所（現在は、D社C事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同所には、大学に入学する前の昭和 47 年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人のB局における加入期間は、昭和 45 年 6 月 1 日から 46 年 8 月 31 日までと記録されており、申立期間のうち一部期間が含まれている。

また、申立人がC事業所での同僚だったとする二人は、「申立人の退職時期は明らかではないが、申立人は申立期間に同所に勤務していた。しかし、申立人のA企業体における身分・雇用形態については分からない。」と供述している。

これらのことから、申立人は、勤務期間は特定できないものの、C事業所に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、申立期間当時のA企業体における身分・雇用形態と年金制度の関係について、A企業体の清算業務を行うE機構は、臨時雇用員の身分をもって在籍した者で所定の条件を満たすものは厚生年金保険に加入し、その後、職員又は準職員に発令された段階でA企業体共済組合員資格が付与されていたとしているところ、申立人のA企業体における雇用期間、適用年金制度等について、同機構は、「申立人が勤務していたC事業所を管轄するD社に対し申立人の履歴カードを依頼したが確認できず、申立人の雇用期間は不明であり、申立期間において、厚生年金保険又は共済年金に加入していたか否か判断することができない。」と回答している。

また、A企業体の承継法人等の所属職員をもって組織するF共済組合は、「申立人の申立期間は昭和 46 年 5 月 1 日から 47 年 4 月 1 日までとのことだが、申立期間において、

申立人に、仮に共済組合員資格が付与されていたとしても、組合員期間としては、1年未満での退職となる。当時の制度では、組合員期間が1年未満で退職した者については、退職一時金の支給は無く、組合員期間が他の年金制度に通算されることもなかったため、在籍についての記録も当共済組合では現存していない。このことから、申立人が申立期間において共済組合員だったとしても申立人の退職時には申立期間が将来的に一切の給付につながらなかったため、在籍の記録は現存していない。」と回答している。

このことから、申立人の申立期間における身分・雇用形態、加入すべき年金制度について確認することができない。

なお、申立人がC事業所での同僚だったとする二人はA企業体に継続勤務しており、オンライン記録によれば、この二人の被保険者記録は厚生年金保険から共済組合（現在は、厚生年金保険）と継続していることが確認できる。

また、B局の事業所別被保険者名簿において、申立人と取得日が同一である被保険者は51人確認できるが、中途退職した7人を除く44人が申立人と同日に資格を喪失している。このうち、資格喪失後に33人は引き続きA企業体共済組合員、3人は引き続き他の共済組合員になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、中学卒業後の昭和 31 年 4 月 1 日から勤務していたはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、同社が保管する従業員の厚生年金保険の加入記録によれば、申立人の資格取得日が昭和 32 年 4 月 1 日、資格喪失日が同年 8 月 11 日と記載され、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社に申立人と同期入社したと回答する従業員二人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 32 年 4 月 1 日であることが確認できる上、申立人が卒業したB中学校の「卒業証書台帳」に記録されている申立人の卒業年月日は、同年 3 月 31 日である。

さらに、厚生年金保険被保険者番号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者番号は昭和 32 年 4 月 1 日に払い出されていることが確認できる上、上記の被保険者名簿の健康保険整理番号には、欠番等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合の被保険者記録によれば、申立人は、A社における健康保険被保険者資格を昭和 50 年 9 月 1 日に取得し、54 年 4 月 1 日に喪失していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和 26 年 1 月 25 日に設立登記されているが、申立人は、申立期間当時の従業員は自分のほかは事業主の家族二人であったとしている。

さらに、B健康保険組合は、「A社は昭和 34 年 2 月 1 日より当組合の適用事業所となったが、当初より平成 5 年 5 月 6 日に脱退するまで厚生年金保険には未加入の事業所であった。」と回答していることから、A社の事業主は社会保険事務所（当時）に対して厚生年金保険の任意適用事業所の申請を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時のA社の代表取締役等は、連絡先が不明のため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月から 53 年 3 月まで

A社で勤務していた申立期間において標準報酬月額が下がっている期間がある。会社の景気は右肩上がりだったので月額が下がることは考えにくい。資料は無いが調査の上、正しい記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立人が勤務していたA社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成8年7月*日に解散していることが確認できる。

また、申立人及び複数の従業員が氏名をあげている社会保険業務担当者に照会したが回答を得られない上、申立人は給与明細書等、保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、申立期間に標準報酬月額が下がっている理由及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立期間のうち昭和46年11月から47年3月までの期間については、厚生年金保険被保険者原票等により、46年10月の定時決定時点で、申立人の厚生年金保険及び健康保険の標準報酬月額は、それぞれ10万円及び9万8,000円と記録されていることが確認できる。また、厚生年金保険の標準報酬月額等級は上限から10万円、9万2,000円、さらに、健康保険の標準報酬月額等級は上限から10万4,000円、9万8,000円と規定されていたところ、46年の厚生年金保険法等の一部を改正する法律に基づき、

同年11月から厚生年金保険の月額等級10万円が削除され、健康保険の月額等級と同様に10万4,000円、9万8,000円の月額等級へと改定された。したがって、46年10月の定時決定時点において、申立人に係る健康保険の標準報酬月額が9万8,000円であったことから、同年11月からの申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は9万8,000円に変更されたものと考えられる。

また、昭和47年10月から48年1月まで、同年10月から49年3月まで、同年10月から50年1月まで及び52年10月から53年3月までの期間については、上記期間に厚生年金保険の被保険者である者の標準報酬月額の推移を、A社に係る厚生年金保険被保険者原票で確認したところ、47年10月の定時決定で33人、48年10月の定時決定で5人、49年10月の定時決定で3人、52年10月の定時決定で27人の標準報酬月額が下がっていることが確認でき、必ずしも申立人の主張どおりとはなっていない。

さらに、申立期間における標準報酬月額に上下の変動がある元従業員に照会したところ、その理由を明確に記憶している者はいなかったが、上記のうち二人は、「標準報酬月額が下がった際に、それに合わせて控除される保険料も下がったと思う。」旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から28年8月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和27年5月から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚一人の供述により、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の人事担当者は、「当社には申立人に関する資料は一切残っておらず、また当時のことを知る従業員もいない。」旨供述しており、申立人の厚生年金保険料控除や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において被保険者記録が確認できる同僚及び従業員17人に照会し、12人から回答があったが、そのうち二人が、「同社では3か月の試用期間があった。」旨回答している。

さらに、上記回答のあった同僚等のうち6人が、自身の入社日より厚生年金保険の資格取得日が4か月から12か月後となっている旨回答していることから、A社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から13年9月1日まで
② 平成15年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①については、申立人から提出のあった当該期間の給与支払明細書及びA社から提出のあった賃金台帳によると、平成13年8月を除き、保険料控除額（5万3,785円）に見合う標準報酬月額（62万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（56万円）より高額であることが確認できるものの、申立期間①の報酬月額（57万4,990円）に見合う標準報酬月額（56万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、オンライン記録によると、平成12年10月の標準報酬月額の定時決定の記録が、13年8月2日付けで62万円から56万円に引き下げられているところ、A社から提出された賃金台帳によると、申立人の報酬月額は12年6月まで62万4,990円であったものが、同年7月以降に申立期間①を含めて57万4,990円に引き下げられていることが

確認できる。これについて、同社の事業主は、13年の算定時に12年に提出した算定基礎届の誤りに気づき、訂正の届出を行ったと思う旨供述している。

次に、申立期間②について、A社の事業主は、「保険料は翌月控除である。」旨回答しているところ、同社から提出のあった賃金台帳において確認できる平成15年5月支給の給与からの保険料控除額（3万8,024円）に見合う標準報酬月額（56万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（56万円）と一致している。

このほか、申立期間②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 26 日から 55 年 5 月 26 日まで
A 社 (後に、B 社) に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与月額に見合う標準報酬月額より低額となっているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職後に受給した雇用保険の失業給付に係る賃金日額の記録から、申立人に係る退職前6か月間の報酬額は、申立人が主張する標準報酬月額(20万円)とほぼ同額であったことは推認される。

しかし、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないため、申立期間当時、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていた事実について確認することはできない。

また、当時、A社で厚生年金保険事務を担当していた元従業員は、「同社は後にB社に社名変更し、平成20年に清算・廃業し、申立期間当時の関係資料は廃棄している。」旨供述していることから、A社において、申立期間当時、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていた事実について確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡は無く、当該被保険者名簿に不自然な点は見当たらない上、申立期間当時、同社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合における申立人に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(15万円)と同額であることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時、営業担当であった旨供述しているところ、申立人と同職種であった複数の元従業員に係るオンライン記録の標準報酬月額は、申立人とは

ば同額又は低額であることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年11月1日から11年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年10月1日から13年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から13年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、代表取締役であったが、一連の処理はあくまで社会保険事務所（当時）が私自身の意思とは別に、独自で行ったものであるため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録及び同社に係る商業登記簿謄本により認められる。

また、オンライン記録において、申立期間のうち、平成6年11月から11年9月までの期間について、申立人の6年11月から10年12月までの標準報酬月額は、11年1月4日付けで、6年11月から7年5月までは41万円、同年6月から10年12月までは34万円とされていたところ、11万8,000円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「当時は経営状態が苦しく、保険料の滞納状態が続いていたが、その処理のため、社会保険事務所の担当者の指導に応じて、自身の標準報酬月額を遡って減額処理することにやむなく同意し、その処理を社会保険事務所に一任した。」旨供述しているが、A社の従業員は、「申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役として全ての権限を有していた。」旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標

準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成11年10月から13年3月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、上記遡及減額訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（平成11年10月1日）で11万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記遡及減額訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を保管していないとしている。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に当該期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上述のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当していると認められ、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 11 月 9 日から 19 年 5 月 3 日まで
② 昭和 19 年 6 月 5 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 19 年 5 月 3 日までA社に勤務したと申し立てている。

しかしながら、A社の当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であるため、これらの者から、同社における申立人の申立期間①に係る勤務状況及び労働者年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、A社の同僚の氏名を覚えていないことから、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立期間①を含む前後の期間に被保険者記録のある複数の元従業員に照会したところ、回答のあった複数の元従業員は、いずれも「申立人を覚えていない。」旨供述している。

さらに、申立期間①当時のA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から申立人の労働者年金保険の被保険者記録は確認できないほか、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録は、オンライン記録と一致し、申立期間①における申立人の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、昭和 19 年 6 月 5 日からB社に勤務したと申し立

てている。

しかしながら、申立人が勤務したとするB社の当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であるため、これらの者から、同社における申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が名前を記憶している元同僚は、死亡している上、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立期間②において、厚生年金保険の加入記録のある複数の元従業員も所在不明であるため、これらの者からも、同社における申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時に被保険者資格を取得している従業員を調査したが、申立期間②を含む昭和18年9月から19年6月までの間に被保険者資格を取得した者はおらず、また、その前後の期間の健康保険番号の欠番もみられない。

加えて、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録は、オンライン記録と一致し、申立期間②における申立人の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 5 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 21 日まで

平成 22 年 9 月に届いた日本年金機構からのハガキを見て、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、昭和 38 年 3 月に退職し、そのとき私は妊娠 6 か月で、失業保険の知らせが来たがお腹が大きくて役所に行けず、失業保険ももらえなかった。脱退手当金は受け取っていないので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 38 年 6 月 25 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が勤務していた A 社の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した女性で、脱退手当金の受給資格を有する 25 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、14 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 9 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、当該支給決定記録のある同僚の一人は、「会社から証書のようなものを受け取り、これを持って社会保険事務所（当時）に行けば、一時金がもらえると言われ、自分で社会保険事務所に行き、現金をもらった記憶がある。また、会社からももらった被保険者証には、「脱」印があり、「B」と書かれている。」と供述しており、また、他の同僚一人も、「会社から書類を受け取り、これを持って銀行に行けば、一時金がもらえると言われたので、銀行に行き、お金をもらったことを覚えており、それが脱退手当金だった。」と供述していることなどを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人について、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、

支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年6月25日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から44年5月21日まで
日本年金機構から届いた「確認ハガキ」を見て、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、自分は、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和44年6月27日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務していたA社の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年5月21日の前後2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある8人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、4人について脱退手当金の支給記録が確認でき、その4人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち二人は、「事業所が脱退手当金の請求手続をした。」と供述していることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人について、上記被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和44年6月27日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、請求及び受給の記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 27 日から 43 年 5 月 23 日まで
② 昭和 43 年 12 月 4 日から 44 年 2 月 1 日まで

平成 18 年 5 月頃、厚生年金の裁定請求をするため社会保険事務所（当時）へ行ったとき、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いし、当時は、脱退手当金の制度を知らなかったため、自分で請求するはずは無いことから、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 44 年 5 月 14 日に支給決定されていることが確認できること、申立人が申立期間②において勤務していたA社の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年 2 月 1 日の前後 3 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある 10 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、4 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、その 4 名全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、「会社の人から厚生年金保険を脱退すればお金がもらえると説明を受け、そのときに受給を希望し、金融機関に振り込んでもらった記憶が有る。自分では手続きをしていないので、会社が手続きしてくれたのだと思う。」と供述していることを踏まえると、同社は脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月半後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、請求及び受給の記憶が無いとい

うほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 5 月 9 日から同年 7 月 12 日まで
② 昭和 25 年 12 月頃から 26 年 1 月 21 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうちの申立期間①及びC社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る失業保険被保険者離職票から、申立人が当該期間に同社D工場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、当時の資料が保存されていないことから、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

また、昭和 24 年 4 月又は同年 5 月にA社D工場に入社したとする従業員は、同社同工場に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、被保険者資格の取得日は、申立人と同日の同年 7 月 12 日となっていることが確認できることから、同社同工場では、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

なお、上記被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金記号番号払出簿における申立人のA社D工場に係る被保険者資格の取得日は、いずれも昭和 24 年 7 月 12 日と一致している。

申立期間②について、申立人から提出されたC社に係る昭和 46 年分の退職所得の源泉徴収票・特別徴収票に 25 年 12 月 21 日就職と記載されていること、及び雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるものの、同日の同年 12 月 21 日が資格取得日となっていることから、申立人が当該期間に同社E工場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社では、当時の資料が保存されていないことから、申立人の当該期

間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

また、勤務証明書からC社E工場に昭和25年10月から勤務したことが確認できる従業員及び申立人と同様に雇用保険の加入記録における資格取得日が同年12月21日となっている従業員は、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、26年1月21日となっていることが確認できることから、同社同工場では、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

なお、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人のC社E工場に係る被保険者資格の取得日は、いずれも昭和26年1月21日と一致している。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月5日から23年1月頃まで
② 昭和20年10月5日から22年3月31日まで
③ 昭和23年1月8日から29年2月1日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社が経営するDホテル敷地内の工事に、駐留軍の通訳として携わっていたことから、同社又は同ホテル敷地内の工事を請け負っていたB社に勤務していたと申し立てしているところ、申立人から提出された複数の写真に、同ホテルの敷地内で、申立人が同社の元従業員及び駐留軍兵士と共に写っていることが確認できること、また、同社の元従業員が、申立人と駐留軍兵士が同ホテルの廊下で話をしていたことを記憶していることから、勤務事業所及び勤務期間は特定できないが、申立人が同ホテルの敷地内において業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、A社が適用事業所となったのは昭和24年5月1日であり、また、B社が適用事業所となったのは23年5月1日であり、両事業所とも各申立期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が駐留軍の通訳をしていたとしていることから、駐留軍施設の人事記録等を保管しているE局に照会したところ、同局は、当該期間における申立人の在籍記録及び厚生年金保険の加入記録は確認できず、Dホテルが駐留軍施設として、厚生年金保険の適用を受けた記録も確認できないと回答している。

さらに、A社が昭和24年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となった際に被保険者となった複数の元従業員に照会したところ、申立人を記憶している者はおらず、また、

そのうち複数の元従業員は、Dホテルの敷地内の工事にA社の従業員は携わっておらず、当該工事は、B社が請け負っていたと思うと供述していることから、申立人が、A社の従業員であったとは考え難い。

加えて、B社が昭和 23 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった際に被保険者となった複数の元従業員に照会したところ、一人が申立人を記憶しており、その者は、申立人が同社にいて、その後、C社に移ったと思うと供述しているが、申立人のB社における勤務状況について明確な供述を得ることができず、申立人が同社に勤務していたかどうかを確認することができなかった。

なお、A社は、厚生年金保険の適用事業所となる前の人事記録等は保管しておらず、また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態について確認することができない。

申立期間③について、C社に係る商業登記簿謄本によると、昭和 25 年 12 月 15 日に申立人が取締役就任していることが確認でき、また、23 年 11 月に入社したとする元従業員が、申立人よりも後に入社したと思うと供述していることから、申立人が、当該期間の一部期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 29 年 2 月 1 日であり、申立期間③は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人と同様、C社が昭和 29 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった際に被保険者となった元従業員に照会したところ、複数の者が申立人を記憶しているものの、申立人の勤務状況について明確な供述を得ることはできず、そのうちの一人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前は給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思うと供述している。

さらに、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、前後の標準報酬月額より低い。申立期間も変わらない給与が支給されていたので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、平成 6 年 11 月から 7 年 9 月までが 56 万円であるところ、同年 10 月の定時決定により 53 万円に引き下げられており、8 年 10 月の定時決定により 56 万円に引き上げられていることが確認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、A社から社会保険の手続を委託されていた労働保険事務組合は、申立期間当時の社会保険に関する書類を保管していない旨回答している。

さらに、申立期間当時、A社において、申立人と同様の給与形態であった同僚は、申立期間当時に事業主から会社の業績により、給与額を引き下げる説明を受けたことを記憶している旨供述している。このことについて、当該同僚に係るオンライン記録によると、申立期間当時に標準報酬月額が減額されていることが確認でき、当該供述と符合する。

加えて、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額の内容に不備な点は無く、遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から11年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、年金記録を見て初めて減額されていることに気付いた。そのため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成9年8月から10年9月までは44万円、同年10月から11年3月までは47万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成11年4月27日）の後の同年4月28日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所（当時）から郵送された書類によりA社に社会保険料の滞納があることを初めて知り、その旨について同事務所へ相談に行ったところ、同事務所の職員から、事業所を社会保険から脱退するよういわれ、その手続きに応じたが、標準報酬月額の減額訂正についての説明の有無については記憶に無い旨供述している。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本では、申立人は、平成11年4月20日付けで代表取締役就任したことが確認でき、上記減額訂正時に代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社の前の代表取締役が平成11年3月に夜逃げをしたため、自身が、同社の代表取締役として社会保険事務所へ出向き、同社に係る社会保険の事務手続を行った旨回答している。

さらに、申立人の前の代表取締役に照会したところ、自身は、平成11年4月当時はA社の経営には関わっておらず、同年3月いっぱい会社印等を同社へ送ったため、自身の後の経営を誰が行ったかは不明であるものの、主導権を持つ者は申立人であったと

思う旨供述している。

加えて、同僚の一人は、申立人の前の代表取締役がいなくなった後、申立人がA社を取り仕切り事務処理等も行い、社会保険料が未納であることから、とりあえず国民年金に入るように申立人から言われた旨供述している。

これらのことから、申立人が社会保険事務所の職員と対応し、A社に係る社会保険の事務処理に関与していたことがうかがえる上、上記減額訂正時に申立人が同社の実質的な経営者であり、社会保険の届出事務についても権限を有し、事務手続も申立人が行ったものとするのが相当である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。